

第6期 たつの市 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

(平成27年度～平成29年度)



平成27年3月

た つ の 市

はじめに

世界でも類を見ない超高齢化社会に突入している現在、すべての方が長寿を喜びの中で迎え、住み慣れた地域や住まいで安心して暮らしていくことのできる社会の形成が望まれています。創設から15年目を迎えた介護保険制度は、このような高齢者の介護問題を社会全体で支える制度として大きな役割を果たしています。

しかし、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）までの今後10年、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、そして、認知症高齢者を含む介護を必要とする高齢者の急増は全国的に深刻な課題となっており、居宅での生活支援や介護サービスを提供する体制の構築が不可欠となっています。

こうした状況の中、たつの市では、第5期において、高齢者の生活を支えるための様々な施策の推進をはじめ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの事業所整備を推進するとともに、認知症初期集中支援事業等の新たな事業にも積極的に取り組んでまいりました。

今回、策定いたしました「第6期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」は、「たつの市総合計画」の基本指針の一つである「健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり」を基本として、これまでの実績を評価・分析した結果を踏まえ、介護保険の今後の見込みや高齢者の様々な課題に対応する施策等について取りまとめたものです。

その中で、今後の介護予防と生活支援の新たな体制を作る「介護予防・日常生活支援総合事業」については、平成29年4月からの開始に向けて、事業内容の整備や地域ネットワークの構築等を進めていくこととしています。また、認知症対応型共同生活介護等の事業所整備を行い、介護サービスの基盤を更に拡充していきます。

今後は本計画に基づき、福祉・医療・保健の連携のもと高齢者が住み慣れた地域で安心して、いきいきと輝きながら暮らせるまちづくりを目指して、様々な高齢者福祉施策や介護保険事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本計画の策定に当たりまして、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様方並びに貴重なご意見、ご提言をいただきました「たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様方に心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

たつの市長

栗原 一



目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
	(1) 高齢者福祉計画の位置づけ.....	3
	(2) 介護保険事業計画の位置づけ.....	3
	(3) 上位関係計画との整合性.....	4
3	計画の期間.....	4
4	計画の策定体制.....	5
	(1) アンケート調査.....	6
	(2) 策定委員会.....	6
	(3) パブリックコメント.....	6

第2章 高齢者をめぐる現状

1	人口の現状及び将来推計.....	7
	(1) 現在の人口構造.....	7
	(2) 人口の推移.....	8
	(3) 人口の推計.....	9
2	要支援・要介護認定者数の推移と推計.....	10
3	日常生活圏域ニーズ調査結果.....	11

第3章 計画策定の考え方

1	前期計画からの主な制度改正.....	19
2	基本理念.....	21
3	日常生活圏域の設定.....	22
	(1) 日常生活圏域別の人口等の現状.....	23
	(2) 圏域別介護保険サービス基盤整備の状況.....	24
4	施策の体系.....	25

第4章 施策の現状と展開

1	地域包括ケアシステムの構築.....	27
	(1) 在宅医療・介護連携の推進.....	28
	(2) 認知症施策の推進.....	30
	(3) 生活支援の推進.....	37
	(4) 介護予防・健康づくりの推進.....	46
	(5) 高齢者の居住安定施策の推進.....	52
	(6) 支え合う地域づくりの推進.....	53
	(7) 高齢者の社会参加の推進.....	59
	(8) 人材確保及び資質の向上.....	62
	(9) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備.....	64

2 介護サービス基盤の更なる拡充と適正化推進.....	66
(1) 介護サービス基盤の整備.....	70
(2) 介護保険事業の適正化推進.....	72

第5章 介護保険事業費の見込み

1 介護保険サービス事業量と保険料の設定.....	73
(1) 介護保険サービスの重点整備.....	73
(2) 第6期計画における総給付費の見込み.....	74
(3) 標準給付費の見込み.....	77
(4) 地域支援事業費の見込み.....	78
(5) 介護保険の財源構成.....	78
(6) 第1号被保険者負担分相当額.....	79
(7) 保険料収納必要額.....	79
(8) 所得段階別加入者数見込み.....	80
(9) 所得段階別加入割合補正後被保険者数.....	80
(10) 保険料基準額の算定.....	81
(11) 第6期計画期間における介護保険料.....	81
(12) 低所得者軽減.....	81

第6章 推進体制の確立

1 推進体制の整備.....	83
(1) 庁内連携.....	83
(2) 関連団体、事業者等との連携.....	83
(3) 行財政基盤.....	83
2 計画の進行管理と評価.....	84

第7章 資料編

1 用語の解説.....	85
2 策定委員会設置要綱.....	94
3 策定委員会委員名簿.....	95

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設されました。制度が創設された平成12年当時約9百万人だった75歳以上の高齢者は、現在1.5倍の約1千4百万人となっており、更に団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）には2千万人を超えることが見込まれており、単身独居や高齢者夫婦世帯、認知症である高齢者が増加することも見込まれています。

このようなことから、制度の持続可能性を維持しながら高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営んでいくためには、十分な介護サービスの確保のみならず、「介護」「医療」「予防」「健康づくり」「生活支援サービス」「生きがいづくり」などが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現が不可欠となっています。

たつの市においても、平成24年度を初年度とする3ヶ年計画「第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、第5期計画という。）を策定し、安心して暮らせるまちづくりの展開、健康づくりや介護予防の推進、介護サービスを適切に提供する体制づくり、高齢者を地域で支えるネットワークづくりなどに取り組んできました。

しかし、高齢化の進行に伴う介護給付費の増加に加え、事業者による適正なサービスの提供や人材の確保などのサービス基盤の充実、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための仕組みである「地域包括ケアシステム」の実現に関しては、なお継続的な課題として残っています。

こうした中、国は平成27年度からの介護保険制度の改正において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、効率的かつ質の高い医療体制の構築、「地域包括ケアシステム」の構築及び介護保険制度を持続しつづけていくため、地域支援事業の充実、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行などを一体的に行うこととしています。また、団塊の世代が75歳を迎える10年後の平成37年（2025年）を見据えた計画も策定することとなっています。

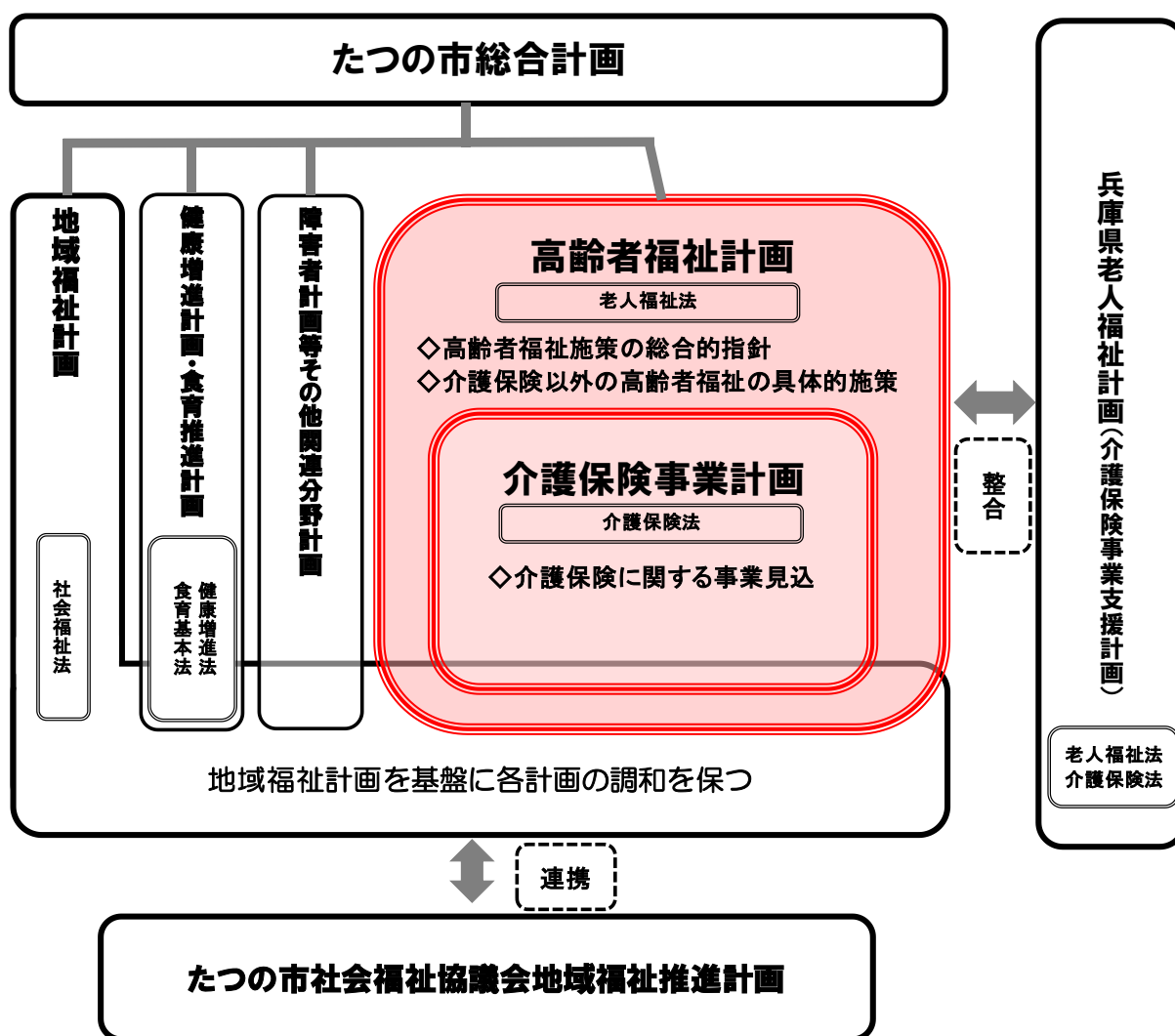
こうした背景をもとに、本市では、介護保険法の基本的理念を踏まえつつ、これまでの介護保険事業の実績や地域特性を考慮し、総合的に体系化した「第6期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、第6期計画という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者福祉計画が介護保険事業計画を包含した形で一体的に策定したものであり、本市における高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、本計画は、国の基本指針に基づき、兵庫県老人福祉計画との整合をとりながら、第1次たつの市総合計画を根幹として、地域福祉計画を基盤に市の各計画やたつの市社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画との内容の調和を保つものとなっています。

【高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の位置づけ】



(1) 高齢者福祉計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画として、本市の高齢者福祉に関する総合計画として位置づけられます。

老人福祉法

- 第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 第20条の8第7項 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 第20条の8第8項 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(2) 介護保険事業計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に基づくものであり、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、今後3年間の年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込みます。

介護保険法

- 第117条第1項 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。
- 第117条第6項 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 第117条第7項 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(3) 上位関係計画との整合性

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたっては、各種の上位計画や関連計画との調和が不可欠であり、次のような計画との関連に配慮しています。

① 国の指針

平成26年7月28日に開催された「全国介護保険担当課長会議」で厚生労働省から示された「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して策定しました。

② 県の指針

県が発表した兵庫県下での策定指針となる「介護保険事業計画改定に係る県基本指針」に則して策定しました。

③ 市の指針

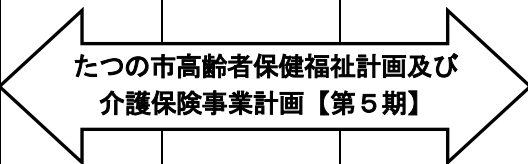
本市の計画は、上位計画となる「第1次たつの市総合計画」(平成19年度～平成28年度)の部門別計画の位置づけとし、福祉の基盤となる地域福祉計画、市の各計画及び「たつの市社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画」との内容の調和を保つように策定しました。

3 計画の期間

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期として計画内容を見直す必要があります。

そのため、本年度、新たに平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期計画を策定します。また、団塊の世代が75歳を迎える10年後までは高齢者が増えることが予想されているため、第6期計画では平成37年(2025年)を見据えた計画を策定します。

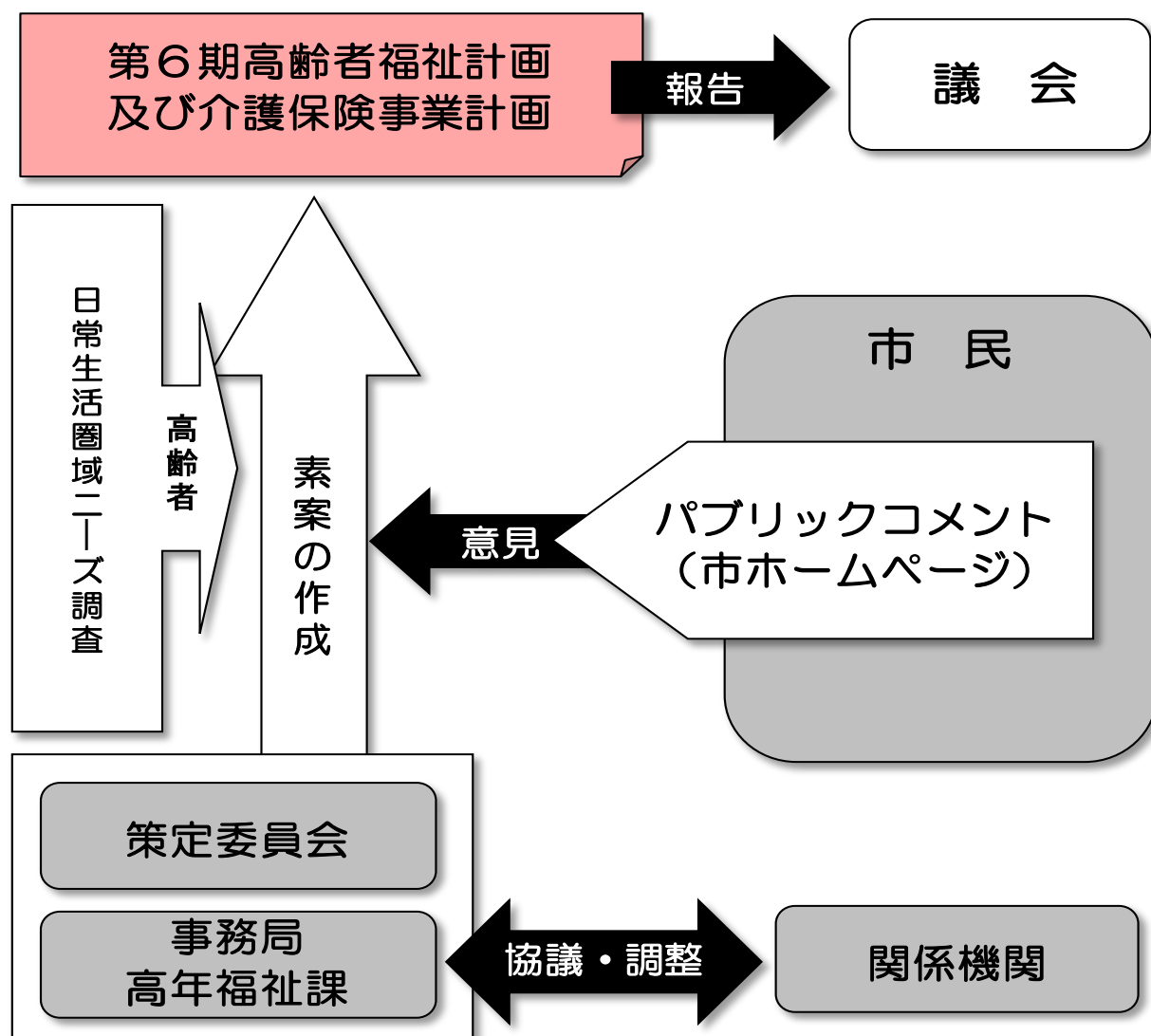
【計画の期間】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現在の計画						
次期の計画			見直し			

4 計画の策定体制

計画を策定するにあたっては、地域の高齢者の実態とニーズの把握のため「日常生活圏域ニーズ調査」を実施するとともに、策定委員会などで協議・検討及び市ホームページなどへの掲載によるパブリックコメントなどを実施しました。

【計画の策定体制図】



(1) アンケート調査

「地域包括ケアシステム」の実現に向け、より精度の高い計画策定を行うためには、まず、日常生活圏域ごとに、「どこに」、「どのような支援を必要としている高齢者が」、「どの程度生活しておられるのか」など、その地域に居住する高齢者ごとの課題や多様なニーズを的確に把握・分析することが必要です。そのために、地域にお住まいの一般高齢者、要介護認定者の方を対象に「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。実施概要は以下のとおりです。

●実施概要

対象者	65歳以上の方で、 ①要介護認定を受けていない方 1,200人 ②要支援1・2及び要介護1・2の認定を受けている方 500人 ⇒日常生活圏域に居住する高齢者の人数割合、年齢区分、要介護度ごとに無作為に抽出
調査期間	平成26年7月29日から平成26年8月11日まで
調査方法	①対象者に調査票を郵送 ②記入後、返信用封筒で返送 ③未記入・未提出分については電話等にて対応
回収率	84.4% (1,700件中1,434件)
周知方法	市広報、市ホームページで啓発

(2) 策定委員会

市民の代表や医療・保健機関、福祉関係団体等の関係者から構成される「たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、市民、関係者による幅広い視点からの検討を受けて、第6期計画の取りまとめを行いました。

また、高年福祉課が策定委員会の運営事務局となり、各委員への連絡調整などを行うとともに、関係機関との協議・調整を行いました。

(3) パブリックコメント

計画内容について、広く市民からの意見を募るため、計画書素案を市ホームページへ掲載し、パブリックコメントを実施しました。

第2章

高齢者をめぐる現状

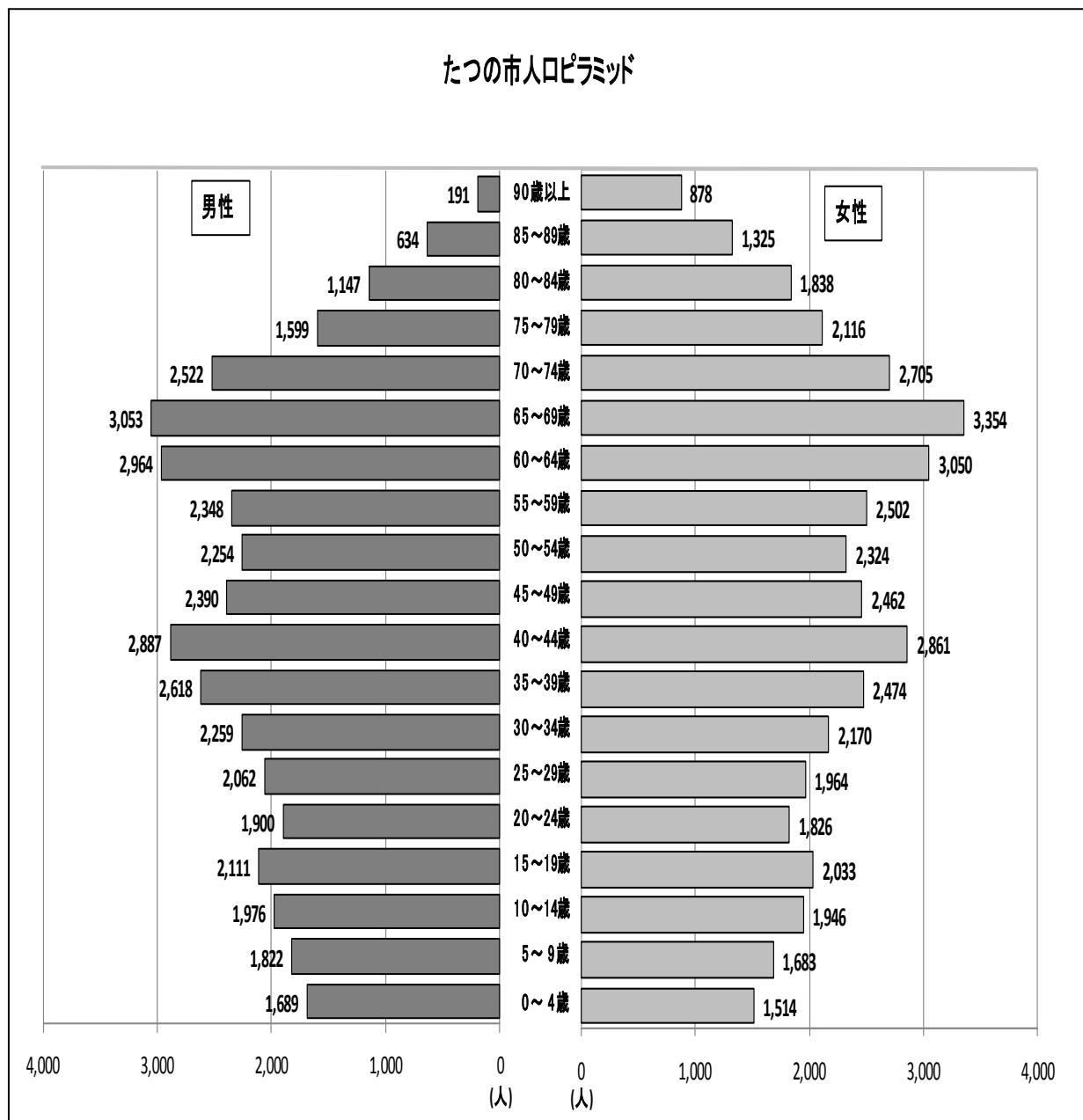
第2章 高齢者をめぐる現状

1 人口の現状及び将来推計

(1) 現在の人口構造

本市の人口は、平成26年9月末日現在で、男性38,426人、女性41,025人、合計79,451人となっています。

年齢階層別では、60歳代、40歳代が多く、2つの膨らみがある「つぼ型」となっています。また、39歳以下の若い年代では、若くなるほど人口が少なくなっており、少子化が進行しています。



資料：住民基本台帳（平成26年9月末日現在）

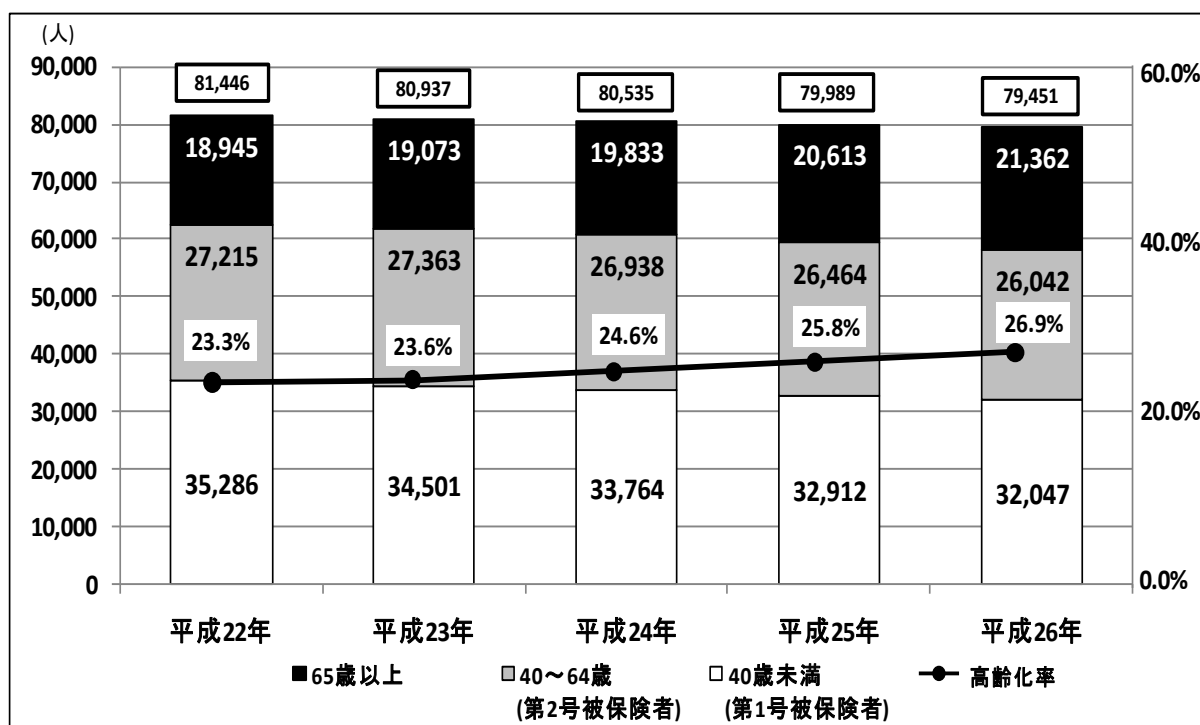
(2) 人口の推移

平成22年から平成26年における住民基本台帳の総人口をみると、平成22年の81,446人から平成26年の79,451人へと減少傾向となっています。総人口が減少する一方で、第1号被保険者（65歳以上）人口は平成22年の18,945人から平成26年の21,362人へと2,417人増加し、高齢化率は3.6ポイント上昇し26.9%となっています。

【人口の推移】

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
40歳未満	35,286	34,501	33,764	32,912	32,047
第2号被保険者 (40～64歳)	27,215	27,363	26,938	26,464	26,042
第1号被保険者 (65歳以上)	18,945	19,073	19,833	20,613	21,362
総人口	81,446	80,937	80,535	79,989	79,451
高齢化率	23.3%	23.6%	24.6%	25.8%	26.9%



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

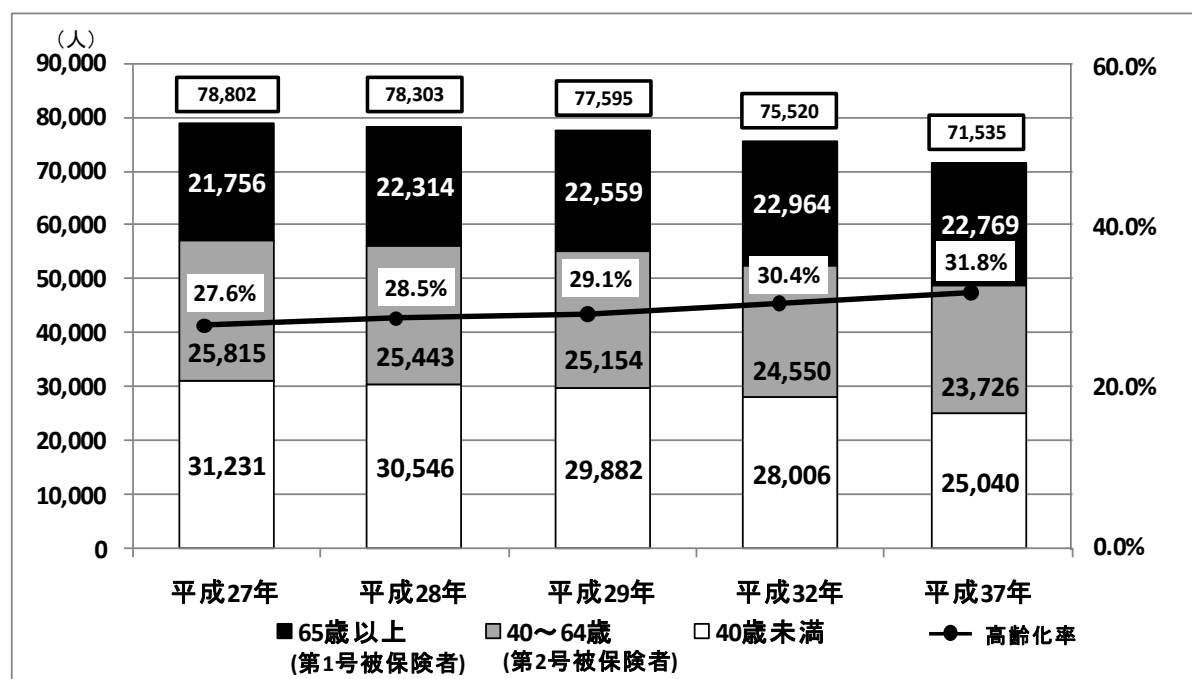
(3) 人口の推計

平成21年から平成26年の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法を用いて人口推計を行いました。総人口をみると、今後減少し続ける見込みとなっています。しかし、65歳以上の人口は平成32年までは増加傾向で推移し、平成37年（2025年）は減少しています。高齢化率も年々増加し、第6期計画の最終年である平成29年の高齢化率は29.1%と推測され、平成26年9月末現在26.9%と比較して2.2ポイント上昇する見込みとなっています。

【人口の推計】

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
40歳未満	31,231	30,546	29,882	28,006	25,040
第2号被保険者 (40～64歳)	25,815	25,443	25,154	24,550	23,726
第1号被保険者 (65歳以上)	21,756	22,314	22,559	22,964	22,769
総人口	78,802	78,303	77,595	75,520	71,535
高齢化率	27.6%	28.5%	29.1%	30.4%	31.8%



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

※コーホート変化率法とは

「コーホート法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことを指します。例えば、平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれのコーホートは、平成22年4月1日時点で満2歳、平成26年4月1日時点で満6歳となり、平成26年度の小学1年生となる人々の集団となります。

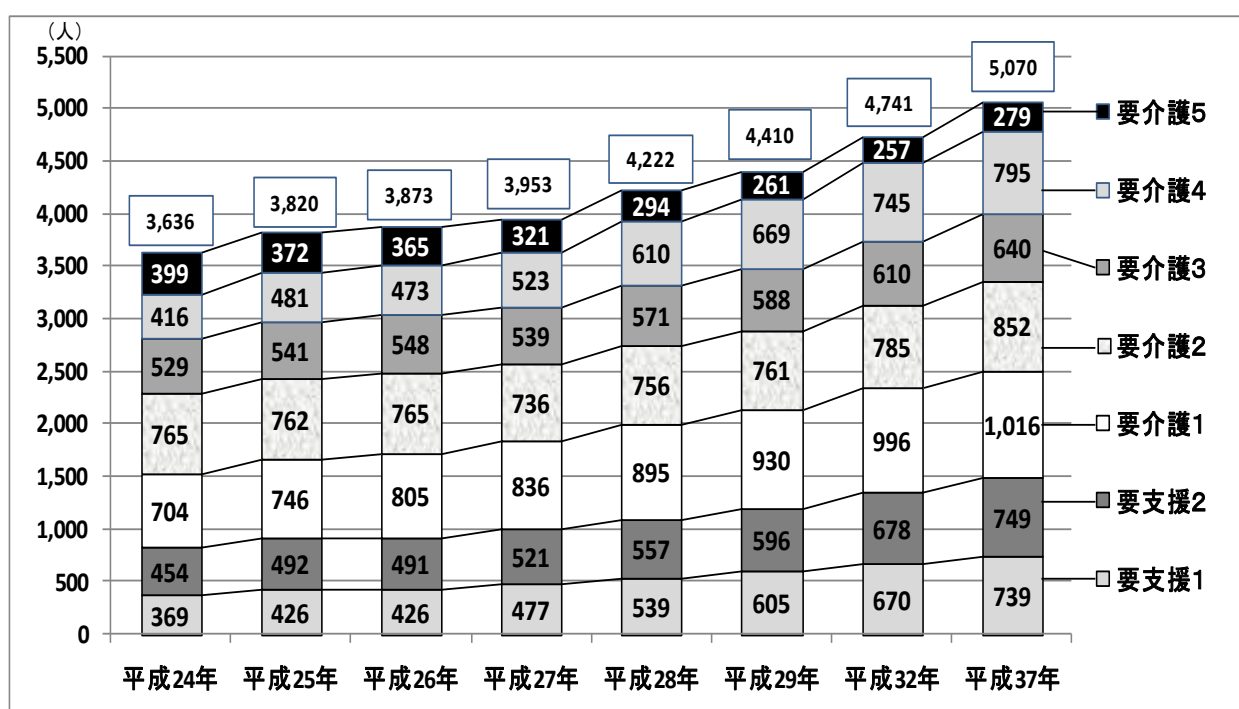
2 要支援・要介護認定者数の推移と推計

認定者数の現状をみると、要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、平成24年と平成26年を比較すると6.5%の増加となっています。

平成24年から平成26年の各9月末現在の性別、年齢、介護度別の要支援・要介護認定者数をもとに平成37年（2025年）までの要支援・要介護認定者数を推計しました。

高齢者の増加に伴い、認定者数の増加が見込まれ、平成29年に認定者数は4,410人となっており、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）では5,070人とさらに増加し、平成24年と比較すると39.4%の増加する見込みです。

【要支援・要介護認定者数の推移と推計】



資料：たつの市介護保険事業状況報告

3 日常生活圏域ニーズ調査結果

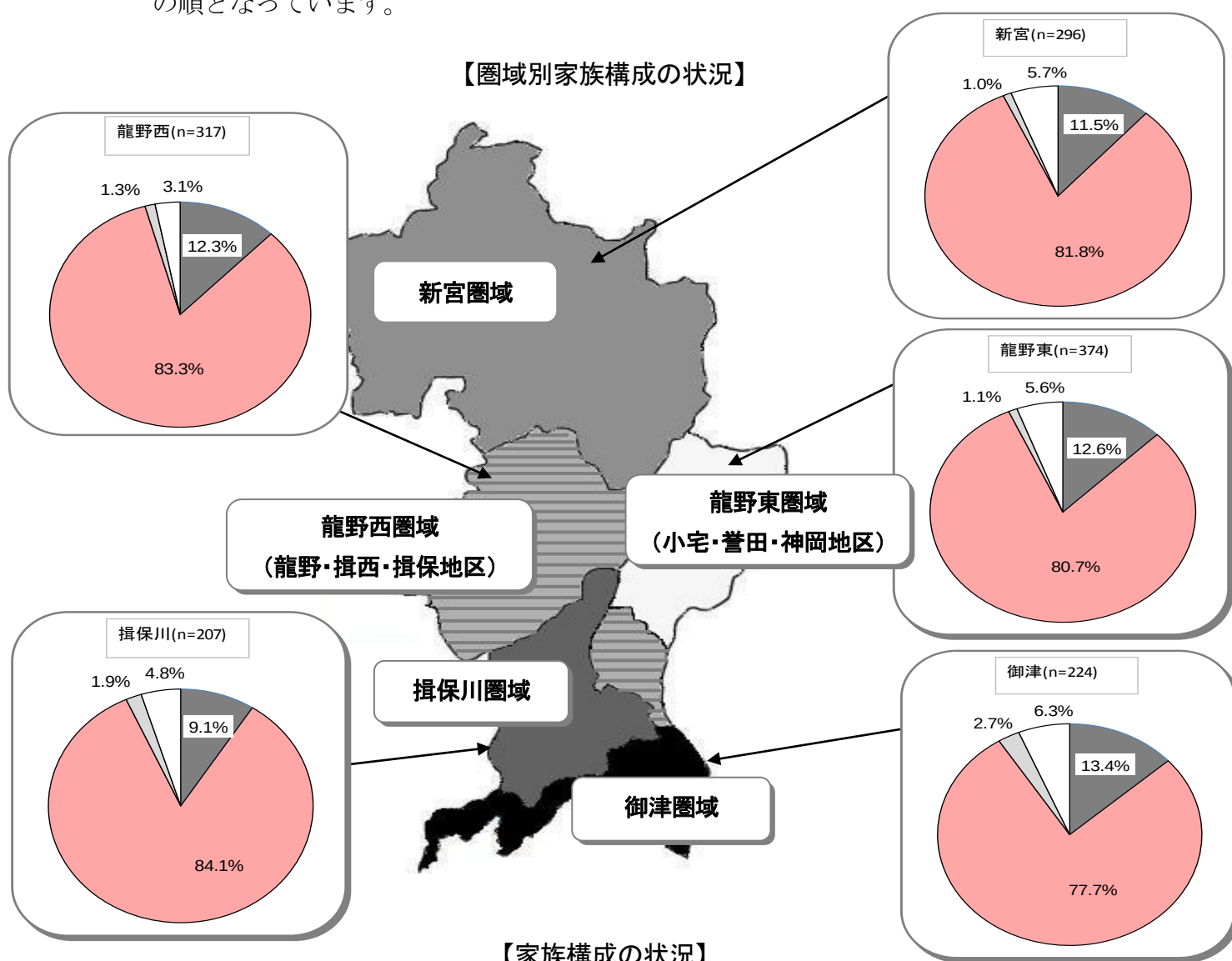
(1) 調査結果

① 家族構成

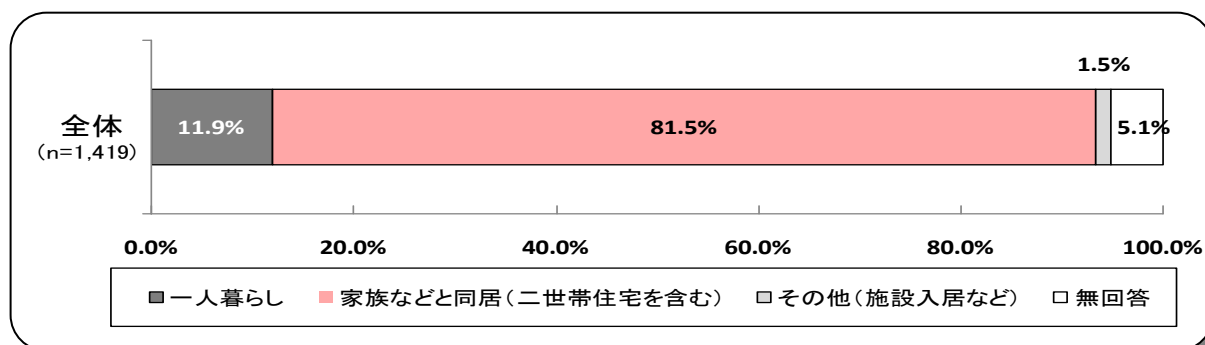
家族構成は、市全体で「一人暮らし」が11.9%、残り8割の方が家族など同居となっています。

日常生活圏域別は、「一人暮らし」が御津圏域で13.4%と最も高く、次に龍野東圏域12.6%、龍野西圏域12.3%、新宮圏域11.5%、揖保川圏域9.1%の順となっています。

【圏域別家族構成の状況】



【家族構成の状況】

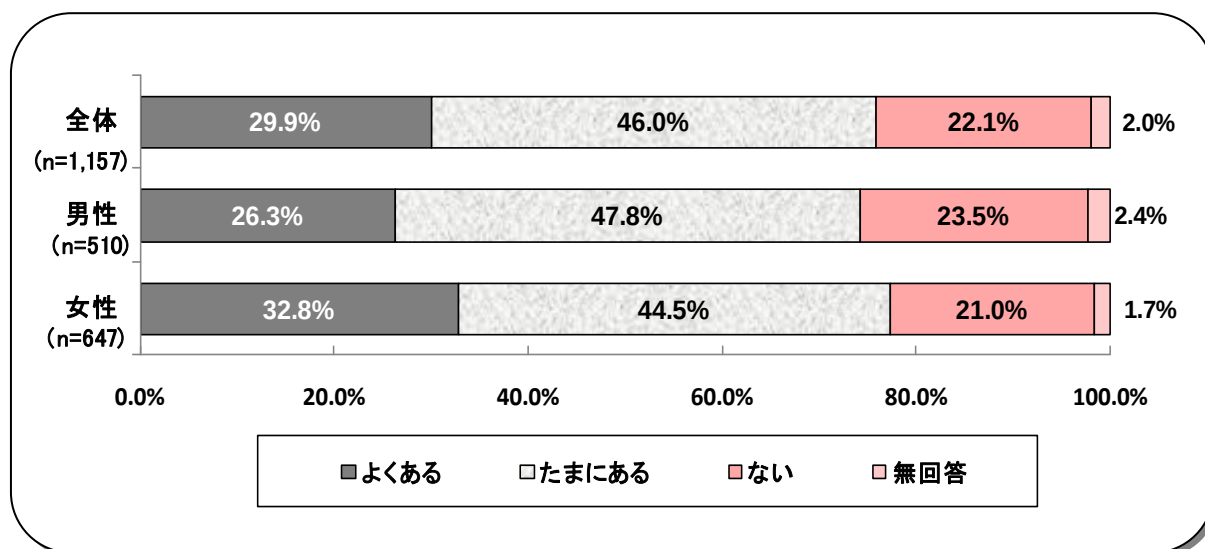


※nは回答人数となります。

② 日中、一人になることの有無

家族などと同居されている方のうち日中、一人になることの有無は、全体で29.9%の方が「よくある」と答え、「たまにある」の46.0%と合わせると約76%の方が日中、一人になることがあると答えています。男女別は、男性で「よくある」が26.3%、女性は32.8%と女性の割合が高くなっています。

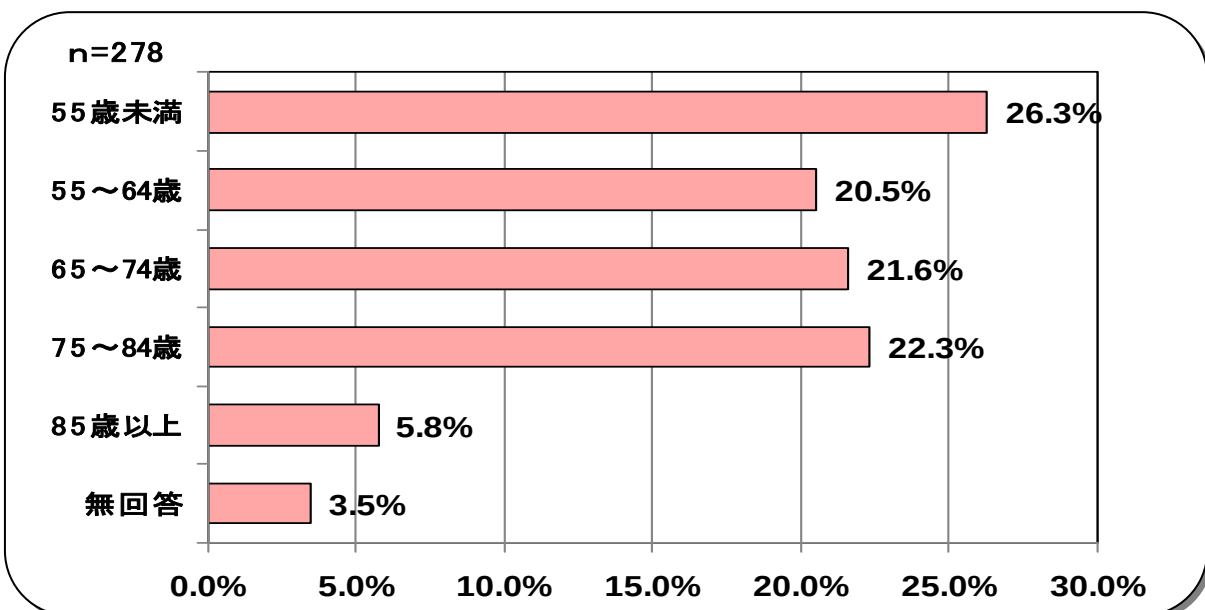
【日中、一人になることがありますか（家族などと同居されている方のみ）】



③ 介護・介助している方の年齢

介護・介助をしている方のうち介護・介助をしている方の年齢は、「55歳未満」が26.3%と最も高い割合となっています。次に「75～84歳」が22.3%、「65～74歳」21.6%、「55～64歳」20.5%、「85歳以上」5.8%の順で高くなっています。

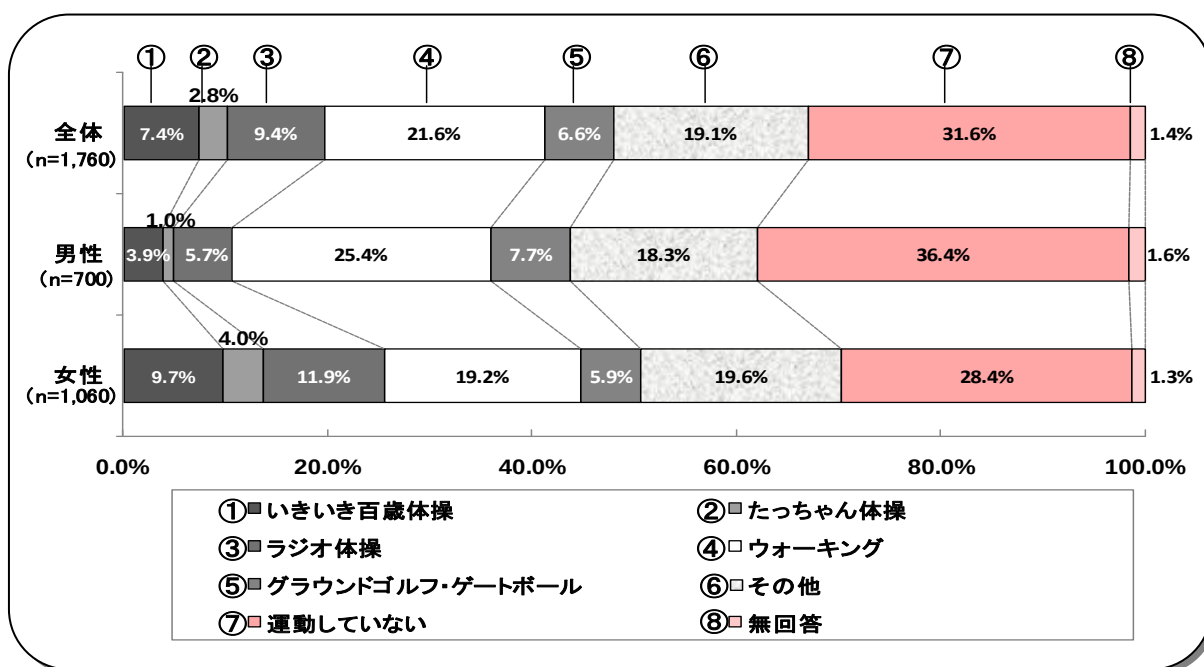
【介護・介助している方の年齢（介護・介助している方のみ）】



④ 筋力や体力維持・向上のための運動（複数回答）

筋力や体力維持のための運動は、全体で「運動していない」が3割を超えて高くなっています。次に「ウォーキング」が2割前後、「いきいき百歳体操」「ラジオ体操」が1割前後の割合になっています。男女別は、男性で「運動していない」が36.4%と女性を上回っています。運動している方の中で、「ウォーキング」「グラウンドゴルフ・ゲートボール」は男性が女性の割合を上回り、その後は女性が男性を上回っています。

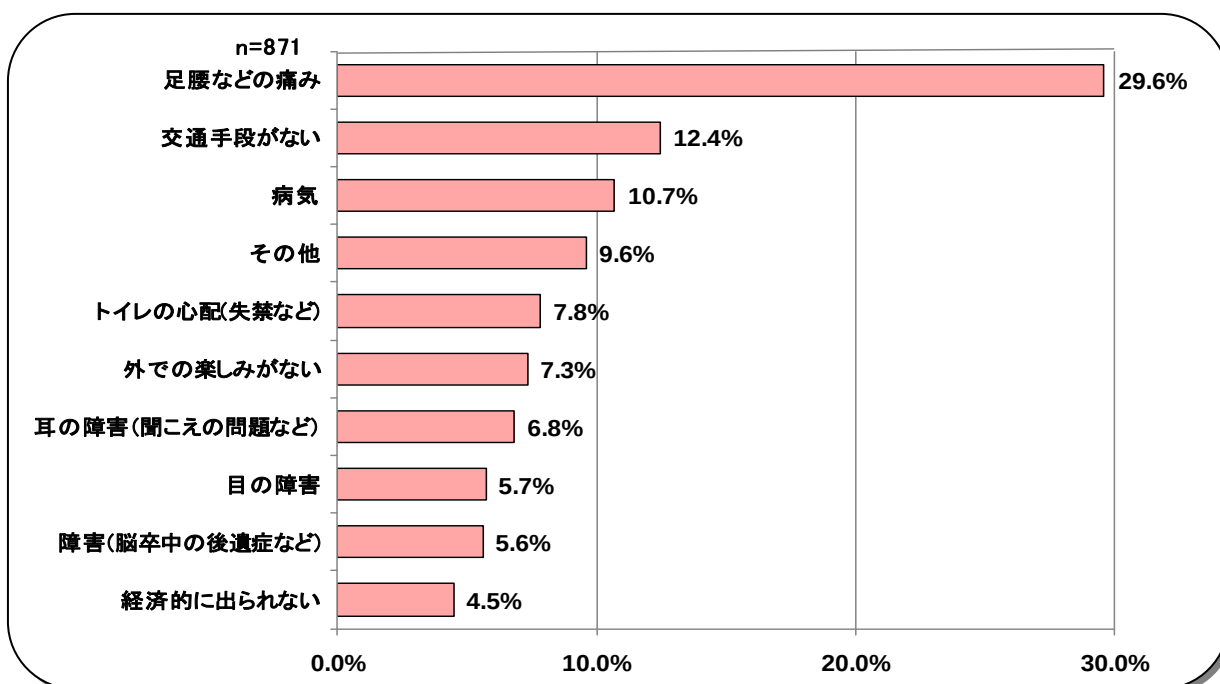
【筋力や体力維持・向上のための運動】



⑤ 外出を控えている方の理由（複数回答）

外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」が29.6%と最も高く、次に「交通手段がない」12.4%、「病気」10.7%の順で高くなっています。

【外出を控えている理由は、何ですか（外出を控えている方のみ）】

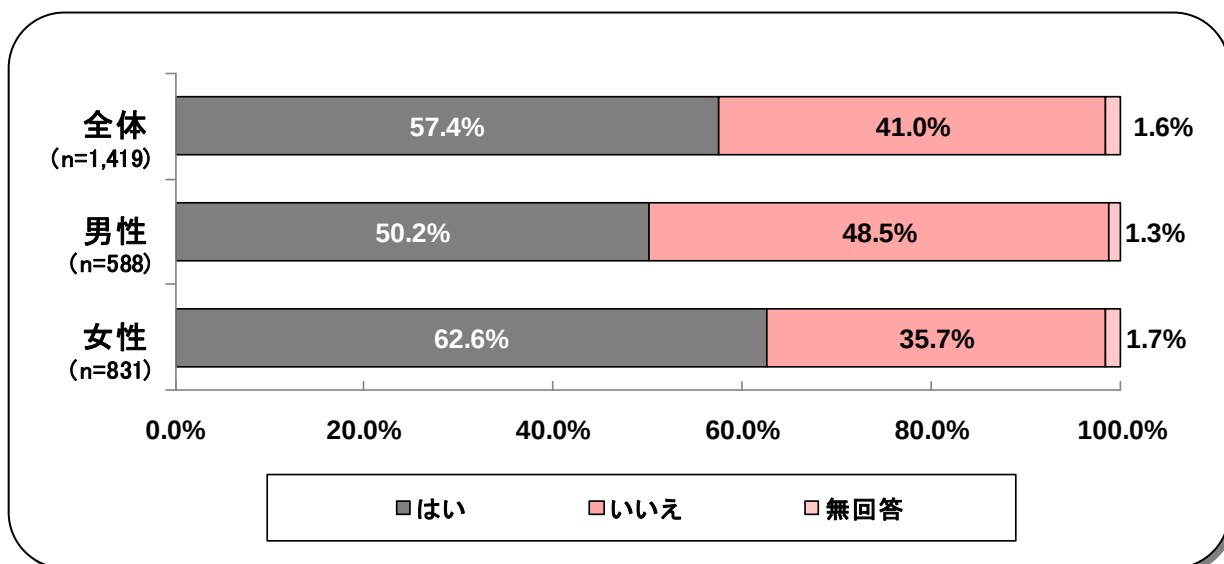


⑥ 認知症に対する不安

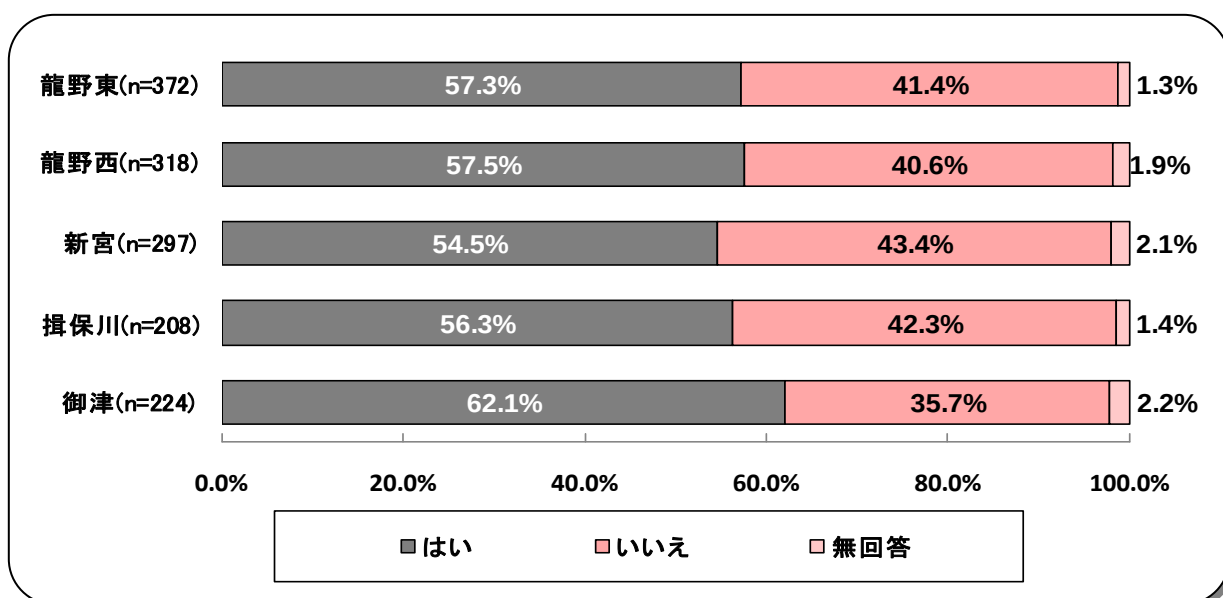
認知症に対する不安は、全体の57.4%の方が「はい」と答え、不安を持っている方が過半数を超えています。男女別は、男性が50.2%、女性は62.6%が「はい」と答えています。

日常生活圏域別は、「はい」と答えた方が御津圏域で62.1%と6割を超えて高く、次に龍野西圏域57.5%、龍野東圏域57.3%、揖保川圏域56.3%、新宮圏域54.5%の順で高くなっています。

【認知症に対する不安】



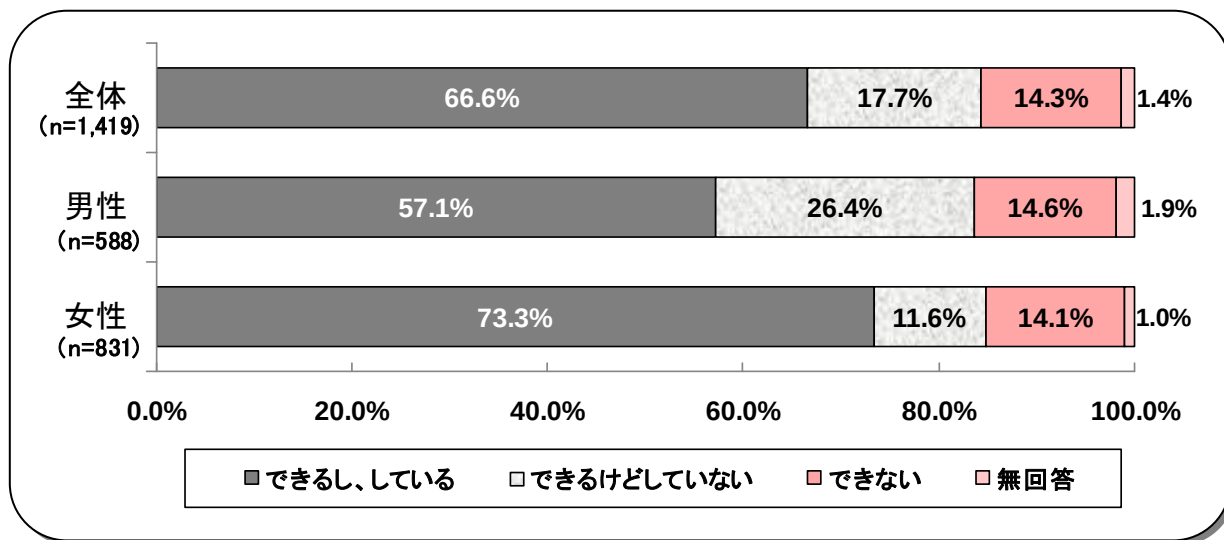
【圏域別の認知症に対する不安】



⑦ 日用品の買物の可否

日用品の買物は、全体で66.6%と6割を超える方が「できるし、している」と答え、「できない」は17.7%の割合となっています。男女別は、「できない」が男女ともに約15%で、女性の7割以上が「できるし、している」と答え、男性も55%を超える方が「できるし、している」と答えています。また、男性の4人にひとりには「できるけどしていない」と答えています。

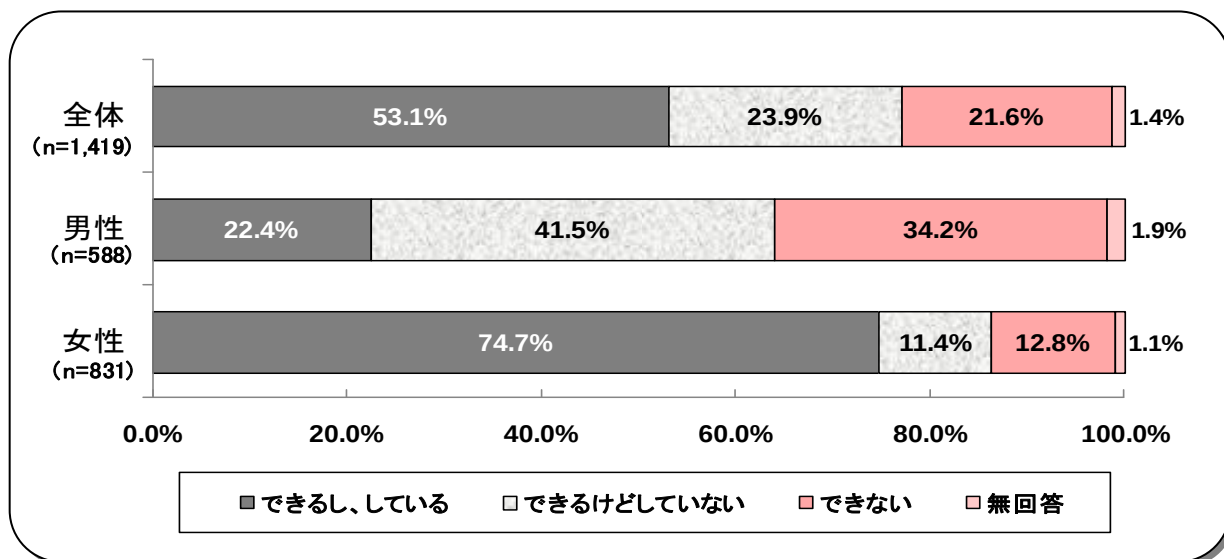
【日用品の買物をしているか】



⑧ 食事の用意の可否

自分で食事の用意をしているかの設問では、全体で53.1%の方が「できるし、している」と答え、21.6%の方が「できない」と答えています。男女別は、男性で4割の方が「できるけどしていない」の割合が高く、女性は「できるし、している」が約75%と高くなっています。男性は、約35%の方が「できない」と答えています。

【自分で食事の用意をしているか】

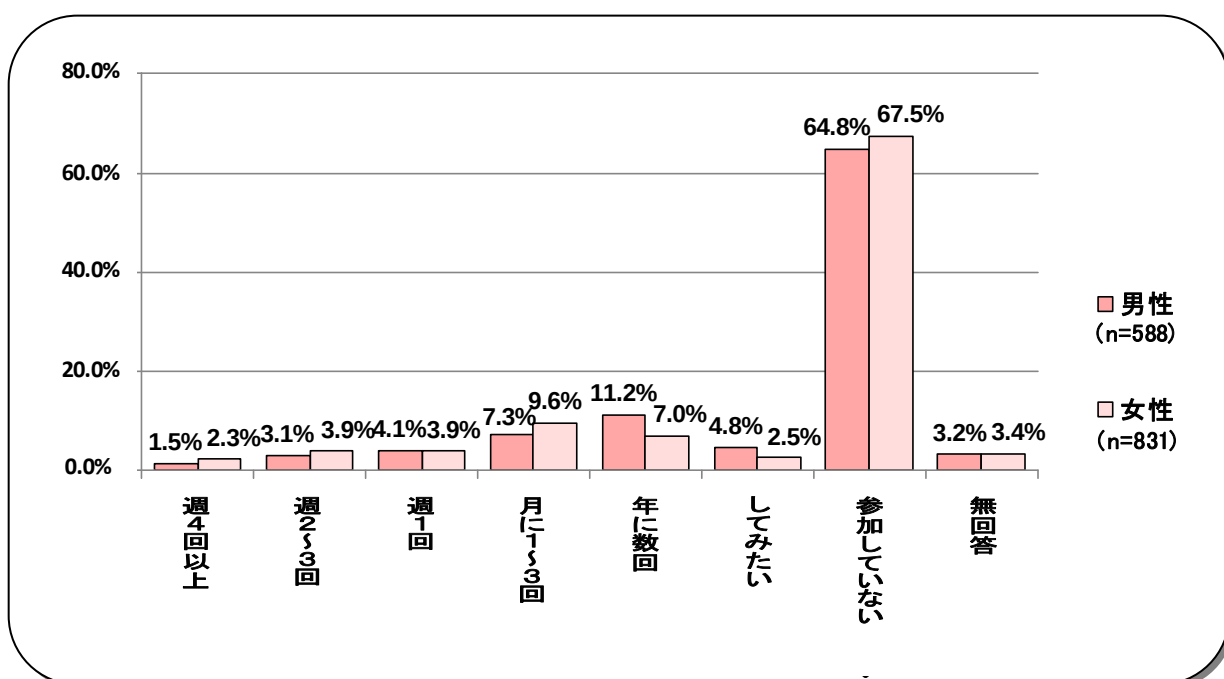


⑨ ボランティアグループへの参加頻度と参加しない方の理由

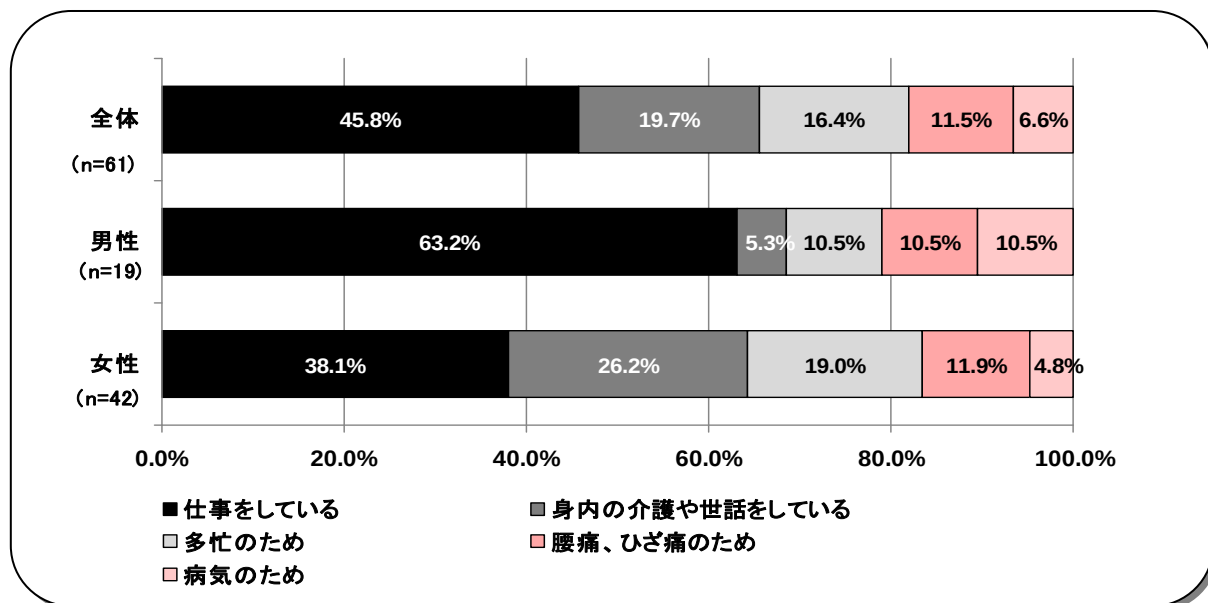
ボランティアグループへの参加頻度は、男女ともに「参加していない」が65%前後の割合で最も高くなっています。次に男性は、「年に数回」11.2%、「月1～3回」7.3%の割合が高く、「してみたい」は4.8%の割合です。女性は、「月1～3回」9.6%、「年に数回」7.0%の割合が高く、「してみたい」は2.5%の割合となっています。

参加しない理由は、全体で「仕事をしている」が45.8%と最も高く、「身内の介護や世話をしている」19.7%、「多忙のため」16.4%が多い理由となっています。男女別は、男性で「仕事をしている」が6割を超えて高くなっています。女性は、「仕事をしている」38.1%、「身内の介護や世話をしている」26.2%、「多忙のため」19.0%の順で高くなっています。

【ボランティアグループへの参加頻度は】



【ボランティアグループに参加しない理由】

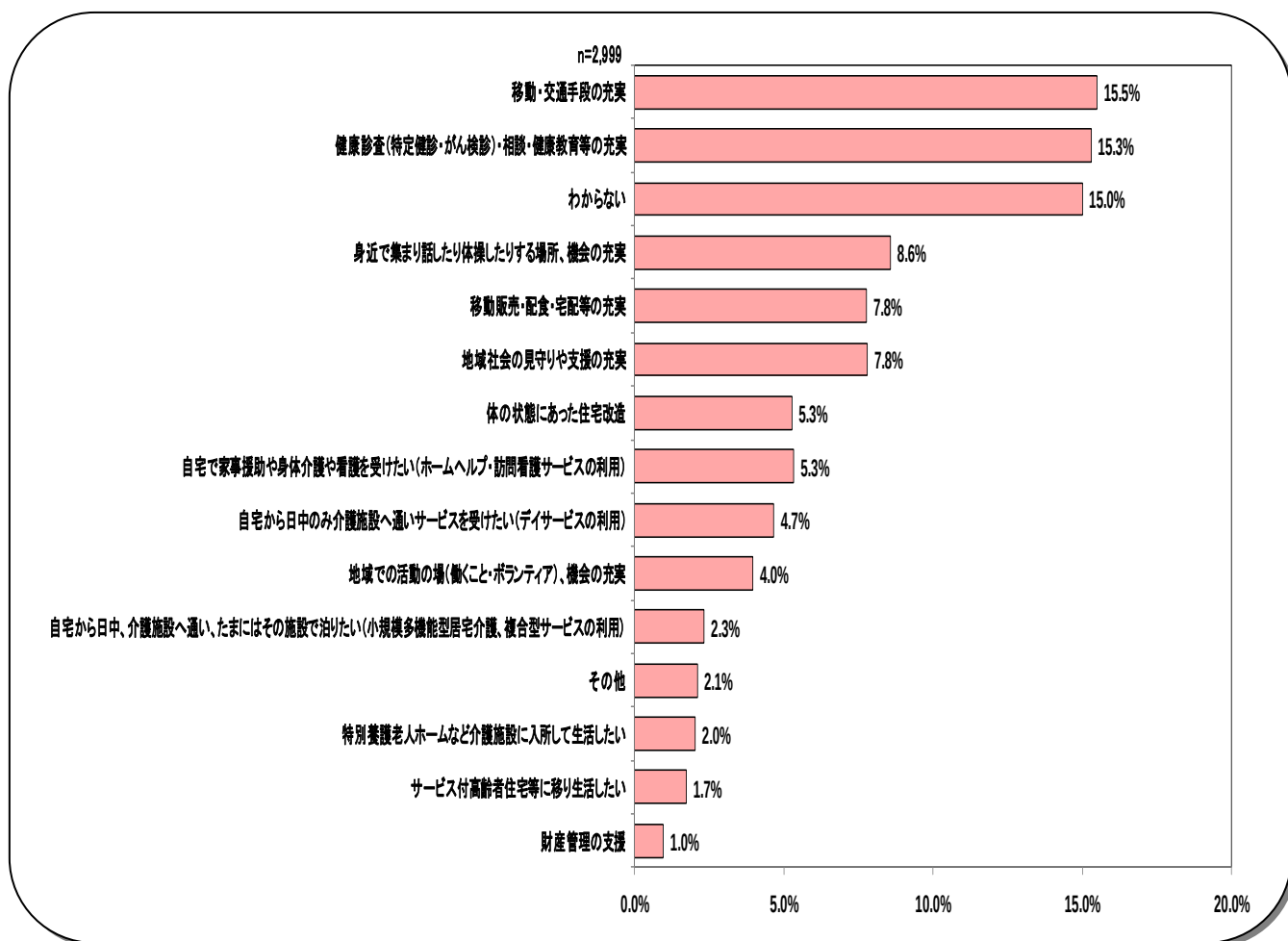


⑩ 高齢期に望む支援（複数回答）

高齢者支援への望みは、「移動・交通手段の充実」が15.5%と最も高く、次に「健康診査（特定健診・がん検診）・相談・健康教育等の充実」15.3%、「身近で集まり話したり体操したりする場所、機会の充実」8.6%、「移動販売・配食・宅配等の充実」「地域社会の見守りや支援の充実」がそれぞれ7.8%の割合で高くなっています。

高齢者にとって、年齢を重ねていくと心や体が衰え、一番不安に感じる「移動」や「健康」「人との会話」「食事」などの支援を望んでいます。

【高齢期を充実したものにするために、どのような支援（高齢者施策、保健福祉、介護保険サービス）を望みますか】



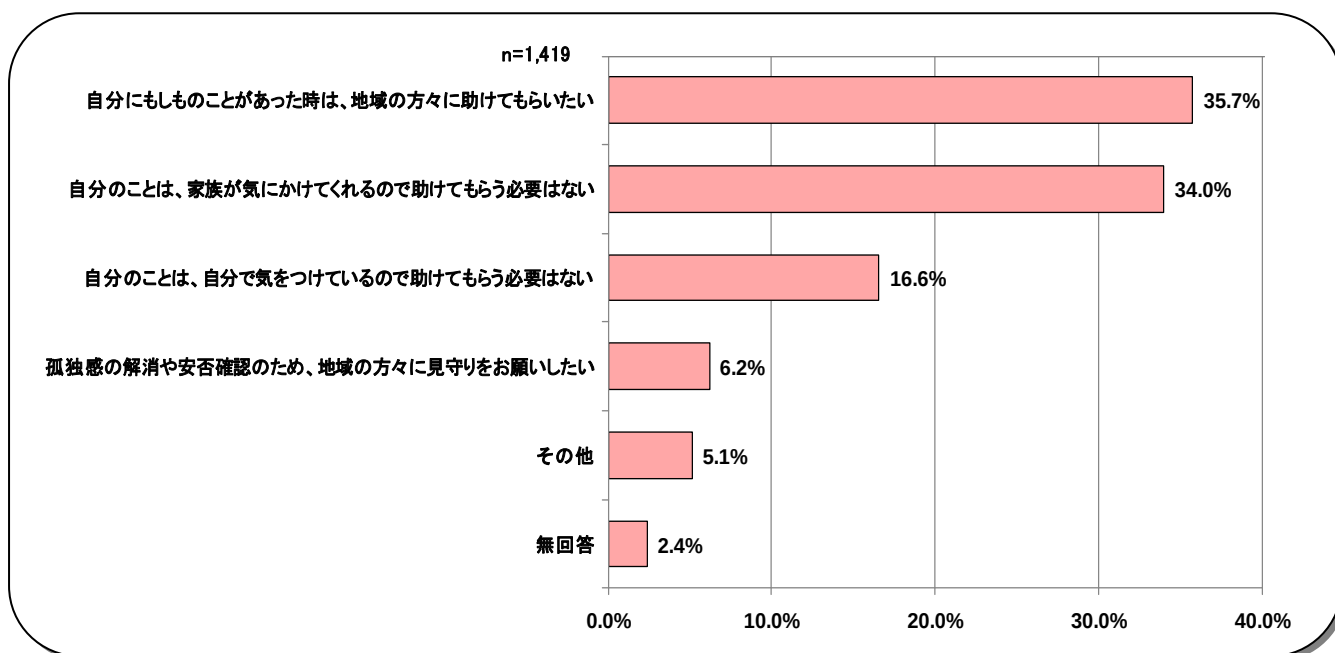
⑪ 地域の方々の支え合い活動（複数回答）

地域の支え合い活動は、「自分にもしものことがあった時は、地域の方々に助けてもらいたい」と思う方が35.7%と最も高くなっています。次に「自分のことは、家族が気にかけてくれるので助けてもらう必要はない」と思う方も34.0%と高い割合になっています。

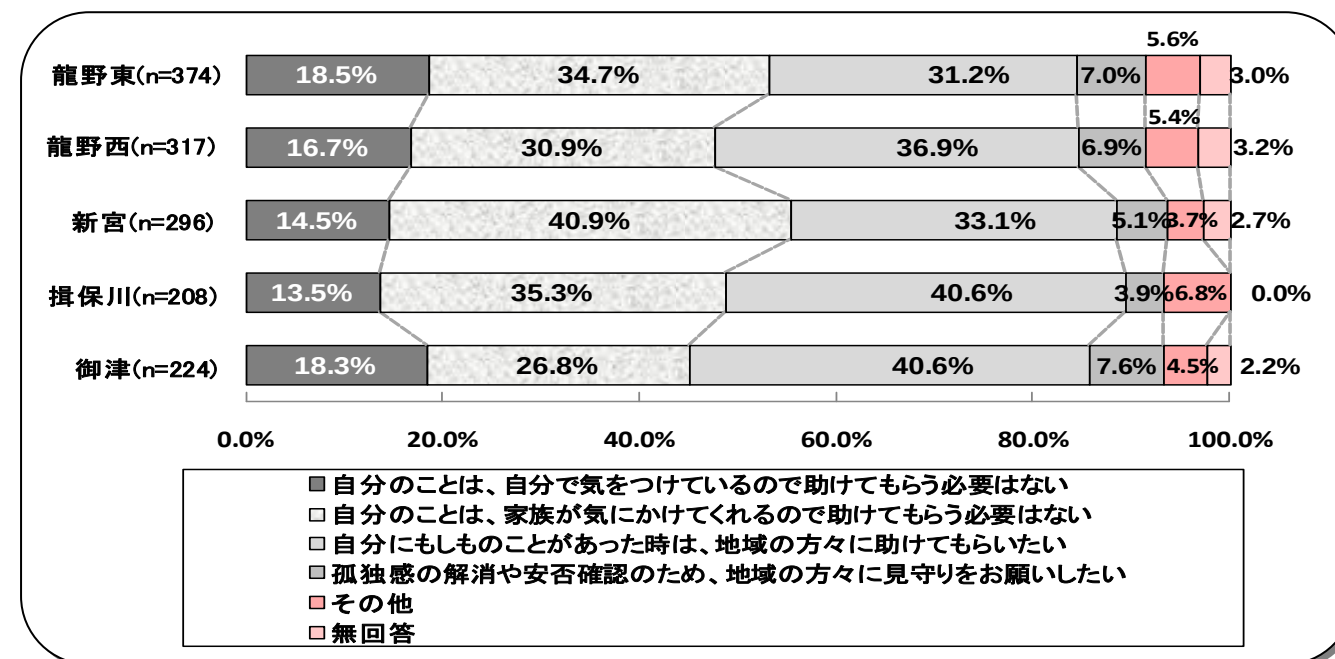
4割の方が自分に何かあれば、地域の方々に助けてもらいたいと思い、助けてもらう必要がないと答えた方は約5割になっています。

日常生活圏域別は、助けてもらう必要がないと思う方が、新宮圏域で55.4%と最も高く、過半数を超え、次に龍野東圏域53.2%、揖保川圏域48.8%、龍野西圏域47.6%、御津圏域45.1%の順となっています。

【地域の方々の支え合い活動についてのご意見】



【圏域別の地域の方々の支え合い活動についてのご意見】



第3章

計画策定の考え方

第3章 計画策定の考え方

1 前期計画からの主な制度改革

平成27年4月以降に順次施行される「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための介護保険法等の一部を改正する法律」については次のとおりであり、高齢者が住み慣れた地域でその能力に応じて日常生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」の構築のため、所要の改正がなされました。

第6期計画では、これらの改正点を踏まえた施策を展開していきます。

【主な改正内容】

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
 - ア 在宅医療・介護連携の推進
 - イ 認知症施策の推進
 - ウ 地域ケア会議の推進
 - エ 生活支援サービスの充実・強化
 - ※ 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
 - ※ 介護職員の処遇改善は、平成27年度介護報酬改定で検討
 - オ 介護予防の推進
 - カ 地域包括支援センターの機能強化
- ② 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し
 - ア 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化(平成29年度末まで)
- ③ 在宅サービスの充実
 - ア 小規模通所介護の移行と居宅介護支援事業者の指定権限の委譲
 - ◆ 地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行
 - ◆ 経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行
 - ◆ 指定都市・中核都市以外の市町村にも指定権限を移譲

④ 施設サービス等の見直し

ア サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用

- ◆ 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例の対象とする。
- ◆ 住所地特例対象者に限り、住所地市町村の指定を受けた地域密着型サービスを使えるようにし、住所地市町村の地域支援事業を利用できることとする。

イ 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定
(既入所者は除く)

※ 要介護1・2でもやむを得ない場合は特例的に入所可能

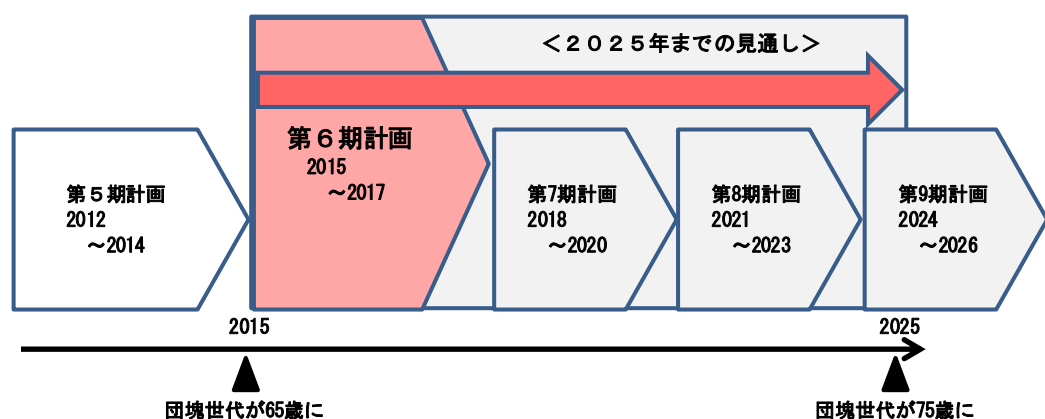
⑤ 介護人材の確保とサービスの質の向上

ア 介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を平成27年度から平成28年度に延期

⑥ その他

ア 平成37年(2025年)を見据えた介護保険事業計画の策定

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)に向け、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化していきます。また、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとなっています。



⑦ 費用負担の公平化

ア 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

イ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ

ウ 低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付費」
の要件に資産などを追加

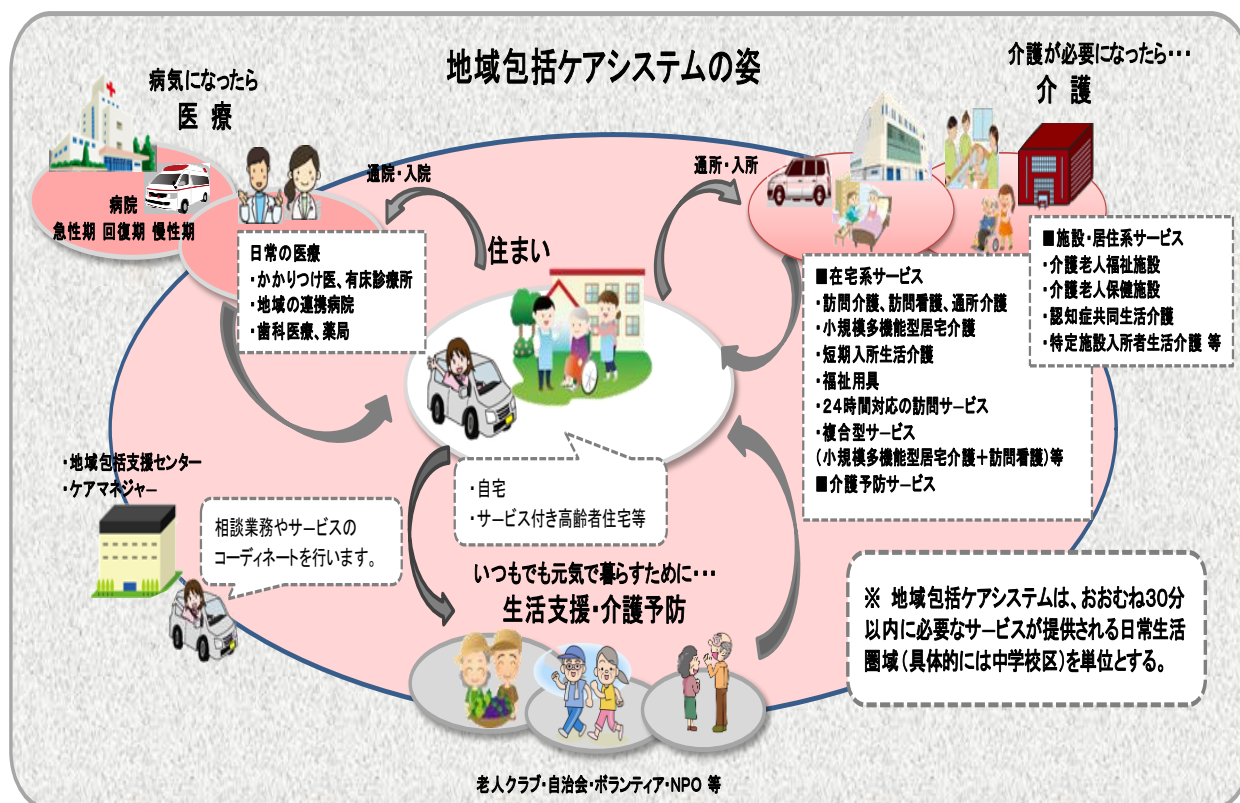
2 基本理念

介護保険制度が平成12年度から始まり、15年が経過する中で、制度も浸透し、高齢者や家族の生活を支える制度として幅広く利用されるようになってきています。しかしながら、サービスの利用が増えると給付費も増加し、持続可能な制度として維持していくための取組が急務となっています。また、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）には単身独居、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者が増加することも見込まれており、更なる取組が必要となっています。

このことから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域内での住民相互の支え合い、見守りなどボランティア等組織化された支え合い活動が重要となります。そのためには、行政や医療機関、関連する諸団体、事業所等の連携のもと、「地域」を構成する住民、事業者、ボランティア、地区組織などがそれぞれの役割を担い、高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」の構築が不可欠です。

第6期計画におきましては、「福祉・医療・保健の連携のもと高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として、日常生活圏域単位での「介護」「医療」「予防」「健康づくり」「生活支援サービス」「生きがいくくり」などが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組んでいきます。

【地域包括ケアシステムの概念図】



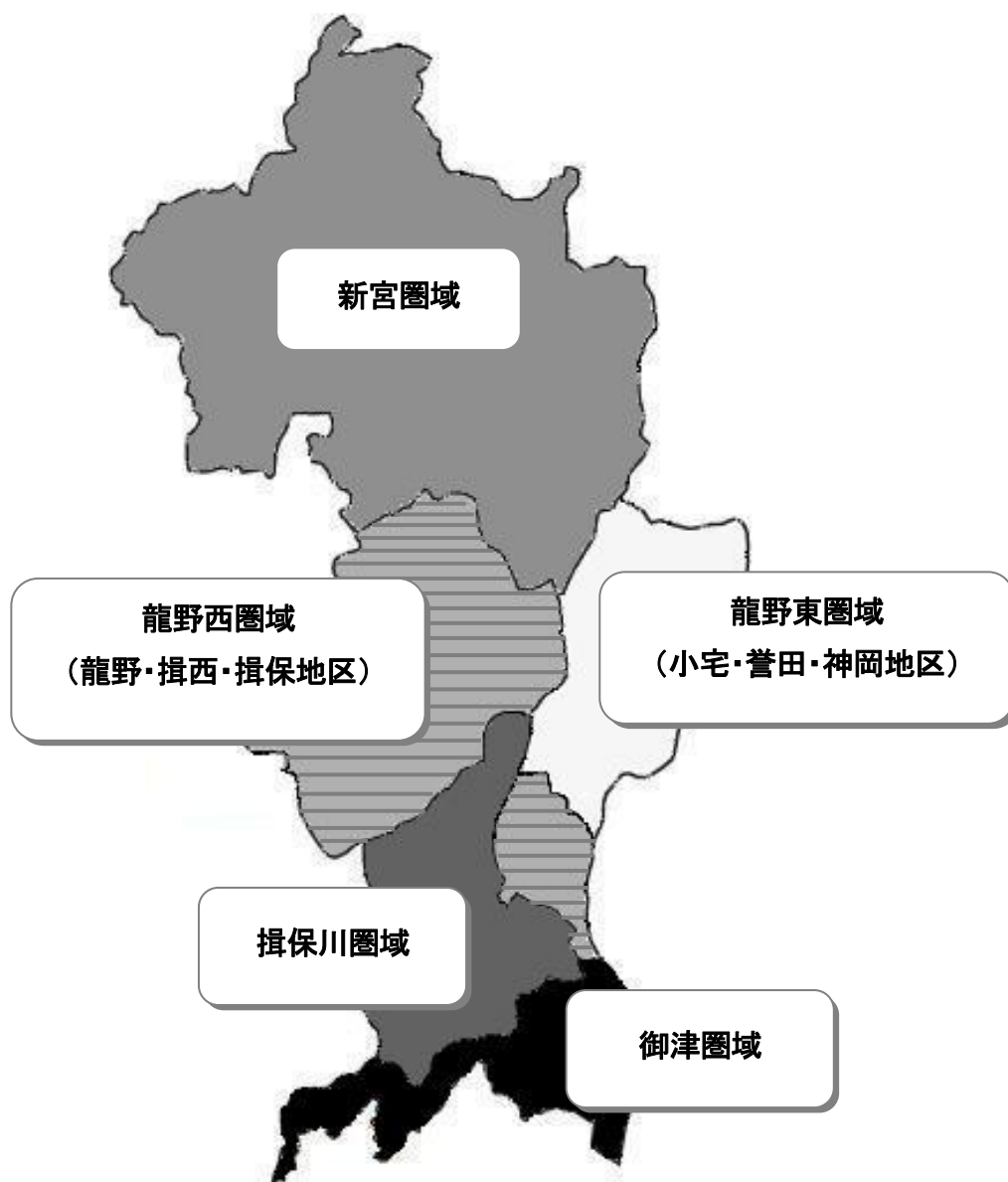
資料：厚生労働省

3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定は、住民が生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して行うこととされています。

本市では、第5期計画同様に、人口規模や実情を勘案して、5つの日常生活圏域を設定し、圏域ごとに「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。

●日常生活圏域



(1) 日常生活圏域別の人口等の現状

圏 域 名	龍野東圏域	範 囲	小宅・菅田・神岡
圏域総人口	23,358 人	高齢者数 (高齢化率)	5,426 人 (23.2%)
在宅介護支援センター	西はりまグリーンホームケアセンター		

圏 域 名	龍野西圏域	範 囲	龍野・揖西・揖保
圏域総人口	17,517 人	高齢者数 (高齢化率)	4,979 人 (28.4%)
在宅介護支援センター	くわのみ園在宅介護センター		

圏 域 名	新宮圏域	範 囲	新宮町
圏域総人口	15,082 人	高齢者数 (高齢化率)	4,406 人 (29.2%)
在宅介護支援センター	ジュネスしんぐ在宅介護支援センター		

圏 域 名	揖保川圏域	範 囲	揖保川町
圏域総人口	12,421 人	高齢者数 (高齢化率)	3,128 人 (25.2%)
在宅介護支援センター	揖保川在宅介護支援センター		

圏 域 名	御津圏域	範 囲	御津町
圏域総人口	11,073 人	高齢者数 (高齢化率)	3,423 人 (30.9%)
在宅介護支援センター	御津在宅介護支援センター		

資料：住民基本台帳（平成26年9月末日現在）

(2) 圏域別介護保険サービス基盤整備の状況

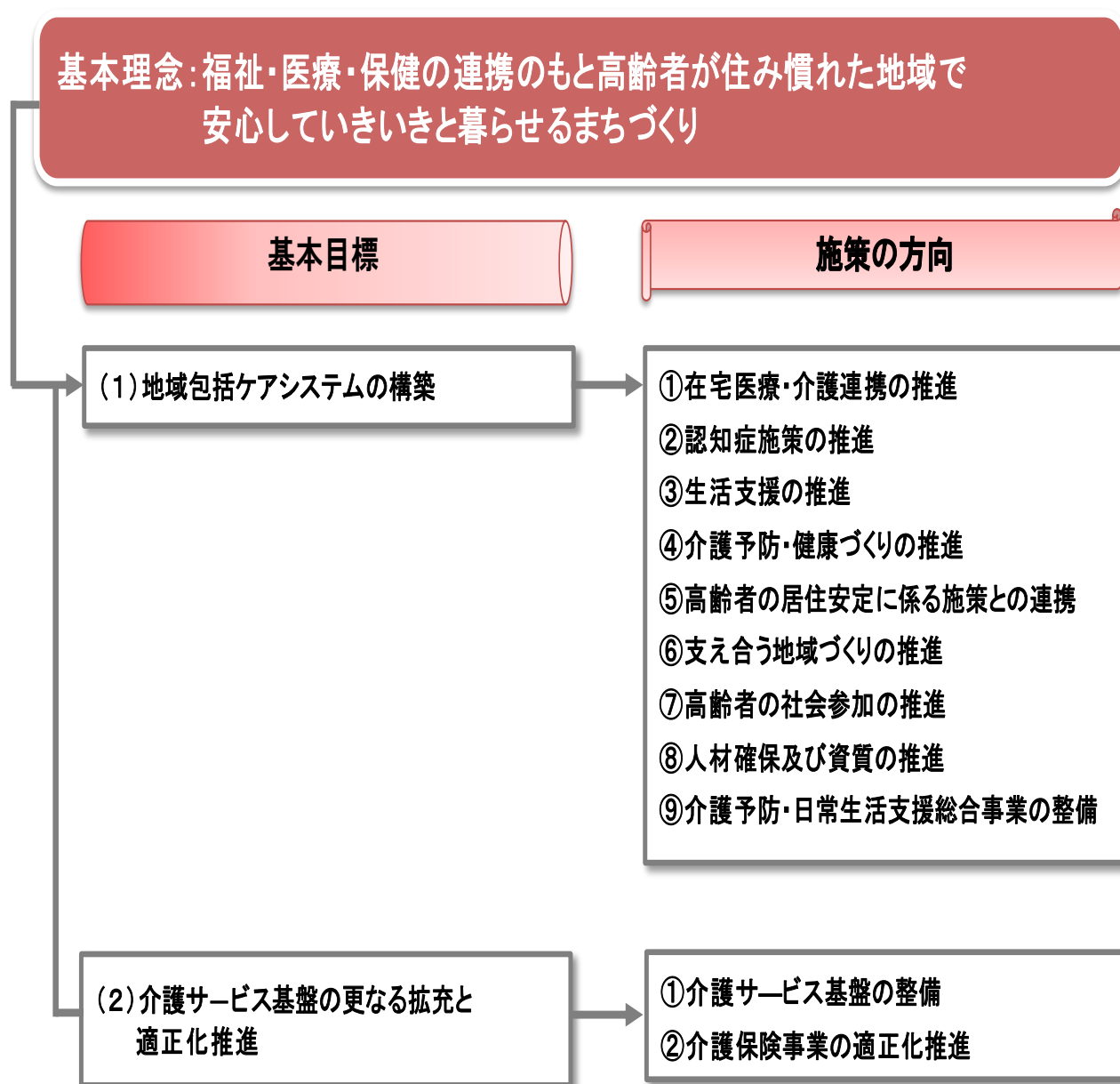
サービス種別		圏域名				
		龍野東	龍野西	新宮	揖保川	御津
居宅系	居宅介護支援	8	6	3	3	3
	訪問介護	8	2	2		2
	訪問入浴介護				1	
	訪問リハビリテーション	27	8	7	11	10
	居宅療養管理指導	40	13	16	17	19
	訪問看護	32	10	8	14	11
	通所介護	8	9	5	4	3
	通所リハビリテーション	8	4	3	2	3
	短期入所生活介護	1	1	1	2	1
	短期療養生活介護	1	1	2	1	1
	福祉用具貸与	3	2			
	福祉用具販売	3	2			
	特定施設入居者生活介護		1	2		
地域密着型	認知症対応型共同生活介護	1 (18)	2 (18)	1 (18)	1 (9)	1 (9)
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1 (20)		
	小規模多機能型居宅介護	2	2	1	1	1
	認知症対応型通所介護		1			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1			
	看護小規模多機能型居宅介護	1		1	1	1
施設系	介護老人福祉施設	1 (80)	1 (80)	1 (65)	2 (110)	1 (60)
	介護老人保健施設		1 (54)	1 (90)	1 (96)	1 (50)
	介護療養型医療施設	1 (9)		1 (8)		

(平成26年9月末現在)

※()内は、施設居住系の定員数

4 施策の体系

【施策の体系図】



第4章

施策の現状と展開

第4章 施策の現状と展開

基本理念

「福祉・医療・保健」の連携のもと高齢者が住み慣れた地域で
安心していきいきと暮らせるまちづくり

1 地域包括ケアシステムの構築

基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築

急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などの介護を必要とする人の増加、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、独居・高齢者夫婦世帯の増加への対応、介護現場で働く人材の確保等が緊急の課題となっています。

このような中で策定する第6期計画は、第5期計画からの継承となる高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために、「介護」「医療」「予防」「健康づくり」「生活支援サービス」「生きがいづくり」などが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けての取組をどう盛り込むのかが重要であり、高齢化のピークを迎える平成37年（2025年）に向けて「地域包括ケアシステム」の構築を見据えた新たな視点での取組を推進します。

施策の方向

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 生活支援の推進
- (4) 介護予防・健康づくりの推進
- (5) 高齢者の居住安定施策の推進
- (6) 支え合う地域づくりの推進
- (7) 高齢者の社会参加の推進
- (8) 人材確保及び資質の向上
- (9) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備

（１）在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制を構築します。

ア 介護と医療連携強化事業（地域包括支援センター）			
事業内容	介護支援専門員等への医療知識向上研修の実施及び医療と介護の連携に関する状況及びルールの説明を行います。		
現状と課題	平成25年度から事業を開始し、医療と介護の連携に関する状況の研修会や説明会を定期的に行っています。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	研修回数	—	3
	参加者数	—	156
	説明会回数	—	2
今後の展開	参加者数	—	152
	定期的に開催することで、介護支援専門員の資質の向上やルールの徹底を行います。		

イ 病院・在宅連携推進会議（地域包括支援センター）			
事業内容	入院から在宅へスムーズにケアが移行できるシステム（退院調整ルール）構築及び改善を行います。		
現状と課題	平成25年度から事業を開始し、退院調整のシステムについて検討しています。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	参画回数	—	2
今後の展開	病気の再発や介護度の重度化予防について、医療関係者と介護支援専門員で取り組みます。		

ウ 在宅医療推進協議会（地域包括支援センター）			
事業内容	たつの市・揖保郡医師会と連携し、在宅医療の推進や多職種との連携を円滑に行うための方策等を協議します。		
現状と課題	平成25年度から事業を開始しており、各情報の共有や連携体制の構築について会議を実施しています。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	参画回数	—	4
今後の展開	介護支援専門員と医師がスムーズに気軽に連携が取れる体制を構築します。		



(2) 認知症施策の推進

今後増加する認知症者に適切に対応するため、認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）のもと、早期診断・早期対応等、本人や家族への支援を実施する体制を構築します。

ア 認知症施策推進事業（地域包括支援センター）				
事業内容	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、西播磨認知症疾患医療センターなどの専門医療機関や認知症サポート医及びかかりつけ医等との連携体制を整え、認知症者やその家族を支える地域づくりを推進します。			
現状と課題	認知症地域支援推進員を配置し、増加する認知症者やその家族のサポートを行っています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	認知症地域支援推進員配置数	2	2	2
今後の展開	認知症地域支援推進員を引き続き配置し、認知症者やその家族等の継続支援とともに、関係機関との連携を図ります。			

イ もの忘れ相談事業（地域包括支援センター）				
事業内容	専門医などによるもの忘れ相談を実施し、早期段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人やその家族に対する支援などを行います。			
現状と課題	定期的に相談の場を設けており、一定数の利用があります。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	16	13	15
今後の展開	気軽に専門医による認知症相談ができるよう継続実施します。			

ウ 認知症サポーター養成事業（地域包括支援センター）			
事業内容	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症者やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。		
現状と課題	企業や小学校など様々な方を対象に研修会を実施しています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	サポーター数	2, 261	2, 512
今後の展開	キャラバン・メイト連絡会にて認知症サポーター養成講座を継続し、小学校、企業、一般市民などを対象に実施します。		

エ はいかい高齢者支援事業（地域包括支援センター）			
事業内容	はいかいのおそれのある認知症者等が所在不明となった場合に、早期発見できるよう関係機関による支援体制の構築やはいかい行動のある高齢者等の家族に対して、位置検索システム専用端末を貸し出すことにより、はいかい高齢者等の見守り及び生命・身体の安全の確保並びにははいかい高齢者等の家族への支援をします。		
現状と課題	平成 24 年度から事業を開始し、制度の周知や認知症者の増加とともに登録者数も増えています。認知症者の増加に伴い、はいかい者に対する施策の充実も必要となっています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	登録人数	19	35
	安心声かけ 体験訓練実施 自治会数	1	1
今後の展開	地域ぐるみで、認知症についての理解を深めつつ、気になる方の見守り体制を強化し、ネットワークの強化を図ります。		

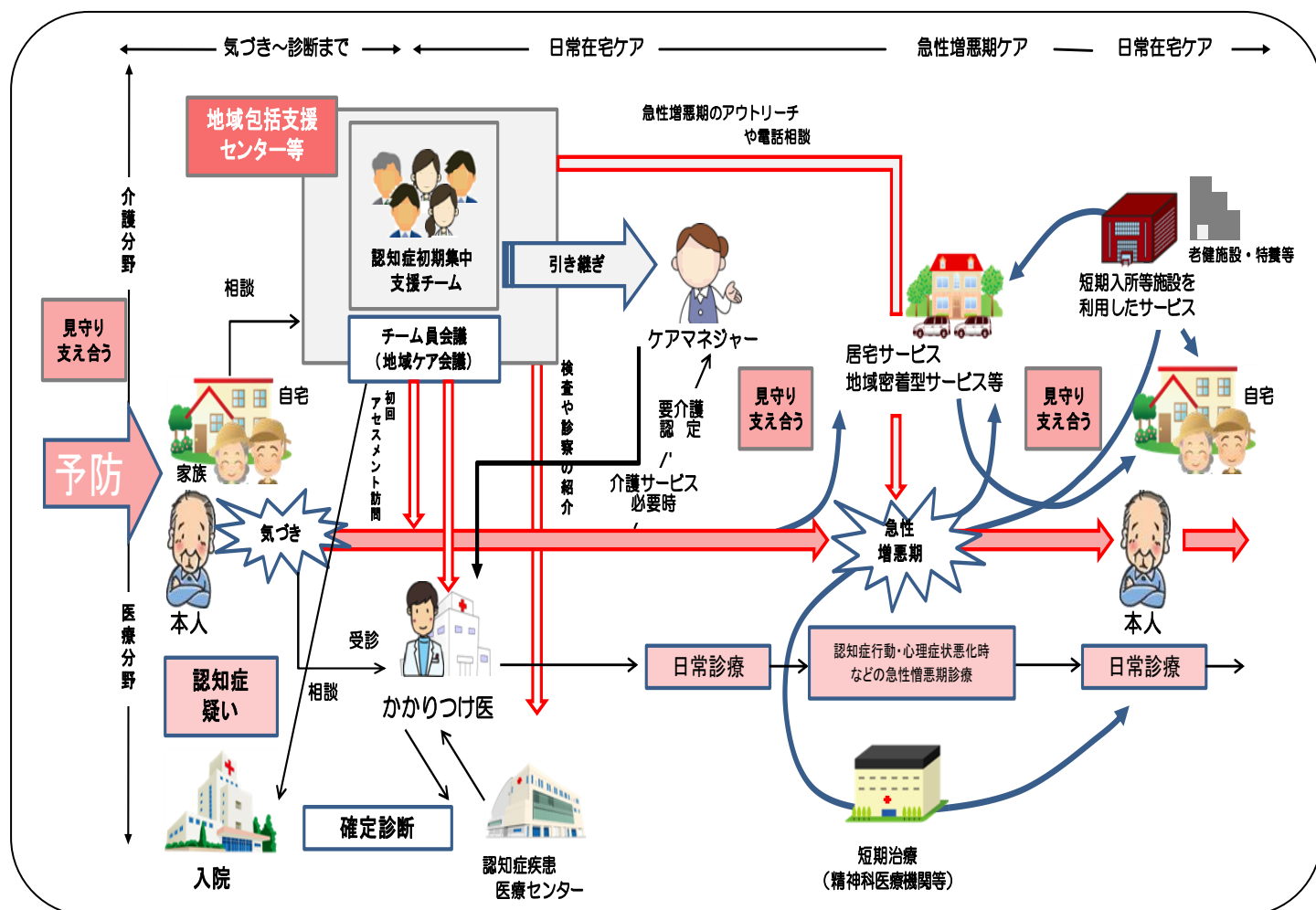
オ 認知症初期集中支援事業（地域包括支援センター）			
事業内容	専門職で構成した「認知症初期集中支援チーム」を配置し、家庭訪問を行い、認知症者やその家族に早期診断・早期対応による支援を行います。		
現状と課題	平成26年度から事業を開始しており、50件のケース対応を見込んでいます。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	介入ケース数	—	50
今後の展開	地域で生活している認知症者やその疑いのある方に対し、より早期に専門チームが介入することにより、認知症者やその家族が安心して生活ができるような取組を強化します。		



カ 認知症ケアネット普及事業（地域包括支援センター）	
事業内容	認知症者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、認知症者やその家族が安心できるよう、認知症ケアネットの作成と普及を行います。
現状と課題	平成26年度から開始された事業で、認知症ケアネットの作成をしています。
今後の展開	認知症ケアネットを作成し、内容更新を行いながら、認知症者やその疑いのある方等に対し、適切な時期にサービスが受けられるよう、情報提供を行います。

たつの市においては、「認知症ケアネット」（認知症ケアパス）により各関連機関が連携し、認知症予防の段階から認知症の進行に合わせ、状態に応じた切れ目のない支援に結びつけることにより、高齢者が安心して住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるように取り組んでいきます。

【認知症ケアネットの概念図】



資料：厚生労働省資料一部改変

キ 若年性認知症に関する事業（地域包括支援センター）				
事業内容	6 5 歳未満で発症した認知症者及びその家族を支援するため交流会や相談などを行います。			
現状と課題	交流会を定期的を開催し、本人やその家族のサポートを行っています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	開催回数	12	12	10
今後の展開	若年性認知症者が利用できる場として、適切な情報提供を行います。また、本人が集える場の一つとして交流会を継続実施するとともに、支援が必要な方については認知症地域支援推進員がコーディネートを行いながら継続して支援します。			

ク 認知症カフェ運営事業（地域包括支援センター）				
事業内容	認知症者とその家族、地域住民、専門職の誰もが参加し集う場（認知症カフェ）の開設を支援します。			
現状と課題	平成26年度から開始した事業で、平成26年度には3か所の開設において支援する見込みです。			
		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	運営団体数	—	—	3
今後の展開	地域住民や認知症者、家族など誰もが集い、認知症についての情報提供を行うとともに、認知症の相談ができる場として、認知症カフェを拡充します。			

ケ 介護マーク普及事業（地域包括支援センター）			
事業内容	認知症者の介護において、介護中であることを介護マークにより周囲の者に理解しやすくするため、介護マーク（目印）名札を交付し、介護環境の向上を図ります。		
現状と課題	平成24年度から開始しており、出前講座や民生委員を通じた周知により交付件数も増加しています。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	交付数	22	108
今後の展開	介護者等を対象に、介護中に誤解がないよう介護マーク名札の配布を継続します。		

コ 認知症ケア向上推進事業（地域包括支援センター）			
事業内容	病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上の推進、地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進、認知症者の家族に対する支援の推進、認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進等を実施し、認知症ケアの向上推進を図ります。		
現状と課題	医療・介護現場における認知症者に対し、適切な対応ができるよう、認知症対応力を向上する必要があります。また、認知症者やその家族に対し、より身近な所での相談体制の充実や、切れ目のない支援、多職種で認知症者の支援をできる体制の強化を図る必要があります。		
今後の展開	認知症者やその家族等に対し、医療や介護の現場での認知症対応力を向上させるとともに、在宅生活継続に向けた支援の強化を図ります。		

サ 福祉サービス利用援助事業〔日常生活自立支援事業〕（社会福祉協議会）			
事業内容	判断能力に不安がある認知症者や知的・精神障害者などの通帳や印鑑を預かり、金融機関での日常生活費の入出金、各種支払い、郵便物の内容確認などで、安定した自立生活を支援します。		
現状と課題	地域包括支援センター等、関係機関との連携・周知により、利用者数が増加しています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	利用件数	1	9
今後の展開	認知症者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、需要が高まっています。生活支援員を適正配置し、認知症者等の自立生活を支援します。		

シ 成年後見制度利用支援事業（地域包括支援センター）			
事業内容	判断能力の不十分な認知症者、知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を適切に利用できるよう申立て手続きの支援、申立て費用の負担、成年後見人の報酬助成などを行います。		
現状と課題	対象者は少数ですが、一定の利用があります。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	利用者数	2	1
今後の展開	事業を継続し成年後見制度を必要とする市民が利用しやすいよう支援します。		

(3) 生活支援の推進

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備します。

ア 生活支援サービス体制整備事業（地域包括支援センター）

事業内容	インフォーマルサービスを含めた生活支援サービスの資源把握や資源開発、高齢者への情報提供及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘や関係機関の情報共有・連携の体制づくり等のネットワークの構築を行います。
現状と課題	各インフォーマルサービスの資源把握及び高齢者のニーズ把握を行い、高齢者自ら、サービスを選択・利用できるように、情報の公開に向けて取り組んでいます。
今後の展開	多様な実施主体に働きかけ、不足している資源の開発に努めます。さらに、元気高齢者の意識改革に努め、自らの介護予防としてサービスの担い手になるよう養成します。

イ 訪問理容サービス事業（社会福祉協議会）

事業内容	自力で理容店に行くことが困難な身体状況にある要介護者の衛生面の維持確保、QOL（生活の質）を高めるため、理容組合揖龍支部の協力を得て、自宅での理容サービスを提供します。		
現状と課題	例年、一定数の利用があり、要介護者の衛生面の維持と生活の質の向上が図れています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	延べ利用者数	91	78
			平成 26 年度
			95
今後の展開	要介護者等が在宅でより良い生活ができるように、住民・関係機関に広く周知し、利用促進を図ります。		

ウ 給食サービス事業（社会福祉協議会）			
事業内容	自立支援配食サービス事業の対象外となった方でも、必要な方には昼食を週1回配食します。		
現状と課題	見守りも含めて、一人暮らし高齢者等の在宅生活の支えとなっています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	延べ利用者数	385	414
今後の展開	配食ボランティアによる訪問・声かけにより、見守り・安否確認を行い、引き続き食と安心を届けます。		

エ 福祉機器貸出斡旋事業（社会福祉協議会）			
事業内容	介護保険制度の福祉機器のレンタルを利用できない在宅の要支援高齢者などに、介護用ベッド、車いすの福祉機器を貸出しするとともに、介護用品購入の相談・斡旋にも対応していきます。		
現状と課題	介護用ベッドは介護予防としての利用と、病院等からの一時帰宅の際に利用されています。車いすは通院時の利用が主ですが、家族旅行等外出のための利用も多く、短期間の利用は無料で貸出ししています。		
	延べ貸出件数	実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	介護用ベッド	136	118
	車いす	281	217
今後の展開	介護保険制度では対応できない方が安心して在宅生活が送れるよう、福祉機器を整備し事業の充実を図ります。		

オ 心配ごとと法律相談事業（社会福祉協議会）				
事業内容	心配ごとや悩みごとを抱える方々に対し、その問題解決や不安軽減を図るため、弁護士、公証人による無料法律相談所を開設します。			
現状と課題	法律の専門家による無料相談で、相談者の様々な生活課題の解決や不安の軽減につながっています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	相談延べ件数	255	318	320
今後の展開	身近な無料法律相談所として、住民の様々な問題に専門的に対応します。			

カ 小口資金貸付事業（社会福祉協議会）				
事業内容	生活困窮となった低所得世帯に、上限３０，０００円の生活つなぎ資金を貸し付け、生活の応急的な支援を行います。			
現状と課題	所得の低い高齢者や母子家庭、失業者などの生活困窮者が増加しているため、貸付件数は増加傾向にあります。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	貸付件数	28	31	34
今後の展開	生活困窮者の応急的資金、また公的資金では対応できない補完的資金として、民生委員・児童委員の協力を得ながら実施します。			

キ 生活福祉資金貸付事業（社会福祉協議会）				
事業内容	他の資金からの借入が困難な低所得世帯などへの福祉資金・教育資金などの貸付や、世帯の経済的自立を図る生活福祉資金の相談・申込み・受付窓口業務を龍野公共職業安定所、市所管課（地域福祉課）と連携を密にしながら実施します。			
現状と課題	景気低迷による失業者や母子家庭の増加により相談が増えており、資金の貸付のみならず、自立生活支援としての役割も果たしています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	貸付件数	6	5	5
今後の展開	低所得世帯や高齢者世帯の経済的自立を図るため、関係機関と連携し、セーフティネットとしての役割を強化します。			

ク 福祉車両貸出事業（社会福祉協議会）				
事業内容	要介護高齢者や身体障害者の社会参加活動などの外出を支援するため、その家族などにスロープ又はリフト付きの福祉車両を貸出します。			
現状と課題	要介護者等の外出機会の拡大につながるとともに、車いすやストレッチャーに乗ったまま乗降できるため、利用者本人及び介護者の負担軽減にもなっています。また、平成26年度から貸出料を減額しました。			
		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延べ利用者数	149	200	160
今後の展開	貸出用福祉車両の整備を図り、高齢者や障害者の外出の機会の確保と社会参加を促進します。			

ケ 高齢者タクシー事業（高年福祉課）			
事業内容	移動手段がない70歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の日常生活の利便性を図るため、タクシー利用券を配布します。		
現状と課題	移動手段を持たない一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増に伴い、利用者数も増加しています。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	利用券発行件数	1,228	1,311
	延べ利用枚数	23,795	24,912
今後の展開	高齢者の移動手段確保のため、引き続き事業を継続します。		

コ 高齢者運転免許証自主返納促進事業（高年福祉課）			
事業内容	運転免許証を自主返納した高齢者及びその配偶者にたつの市コミュニティバス無料定期券を交付するとともに、運転経歴証明書の取得費用を助成することにより、運転免許証の自主返納を促進し、高齢者の交通事故の減少を図ります。		
現状と課題	事業周知により自主返納者が増加している一方で、運転はしないが身分証明書として運転免許証を持ち続けるケースも多くあります。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	交付件数	109	169
	助成額(千円)	250	439
今後の展開	年々増加する高齢者の交通事故の防止と自主返納後の交通手段を確保するため、引き続き事業周知を図ります。		

サ 緊急医療情報キット配付事業（高年福祉課）			
事業内容	高齢者世帯及び障害者単身世帯に対して、かかりつけ医療機関や持病等、救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配付することにより、高齢者が安心して生活できる環境の確保を図ります。		
現状と課題	安心見守りコール事業と併せて事業周知することにより、徐々に配付世帯数が増加しています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	配付世帯数	1, 311	1, 381
今後の展開	救急時に、確実に医療機関へ情報を伝えるため、引き続き事業周知を図ります。		

シ 自立支援配食サービス事業（高年福祉課）			
事業内容	調理が困難な 75 歳以上の高齢者世帯等に対して、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を行います。		
現状と課題	高齢者に対して配食サービスを行うことにより、栄養面のサポートと同時に安否確認を行っています。また、糖尿病食などの特別食の配達も行っています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	延べ利用者数	4, 271	3, 783
	配食数	26, 660	25, 487
今後の展開	地域包括支援センター、在宅介護支援センターと更に連携を強化し、高齢者の食の確保について対象者の実態把握に努め、在宅での自立と食の確保を図ります。		

ス 介護用品支給事業（高年福祉課）

事業内容	要介護４・５の寝たきり高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品を支給することにより、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、寝たきり高齢者の在宅生活の継続、向上を図ります。			
現状と課題	寝たきり高齢者を介護する家族にとって、紙おむつなどの介護用品の費用は大きな負担となっているため、経済的負担を軽減させる一定の役割を果たしています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	33	28	27
今後の展開	今後も在宅の寝たきり高齢者の増加が見込まれることから、引き続き事業周知を図ります。			

セ 家族介護慰労金支給事業（高年福祉課）				
事業内容	介護保険サービス（年間 7 日以内のショートステイの利用を除く。）を利用しないで、要介護 4・5 の寝たきり高齢者等を自宅で 1 年以上介護している家族（主たる介護者）に、介護慰労金を支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。			
現状と課題	利用者数が少ない状況の中、介護者の経済的負担を軽減するため更に周知を図る必要があります。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	2	3	3
今後の展開	要介護認定者等の家族に対して、必要な介護保険サービスの利用を促す一方で、条件に該当する方には引き続き事業を実施します。			

ソ 家族介護者交流事業（高年福祉課）			
事業内容	要介護１以上の高齢者を介護している家族に対し、介護者相互の交流会等を開催することにより、介護者の元気回復を図ります。		
現状と課題	在宅介護支援センターが中心となり事業を実施し、家族の負担軽減とリフレッシュを図っています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	利用者数	121	117
今後の展開	家族の負担軽減とリフレッシュを図るため、引き続き事業周知を図ります。		

タ 安心見守りコール事業（高年福祉課）			
事業内容	一人暮らし高齢者の不安を解消し、生活の安全を確保するためのサービスとして、緊急時の通報端末を設置します。		
現状と課題	一人暮らし高齢者の増加に伴い、毎年利用者が増加している一方で、協力員の高齢化が課題となっています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	利用台数	497	513
今後の展開	地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員など関係機関と連携を密にし、必要な方の把握に努め、高齢者が在宅で安心した生活が確保できるよう事業周知を図ります。		

チ 高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業（高年福祉課）			
事業内容	介護保険の対象外の高齢者に対して、ホームヘルパーの派遣を行い、日常生活上の軽易な援助を行うことによって、在宅での生活の援助を行います。		
現状と課題	要介護認定者の増加により、利用者数に減少傾向がみられます。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
			平成 26 年度
	派遣世帯数	14	12
	延べ派遣時間	480	330
今後の展開	延べ派遣回数	432	330
	地域包括支援センター、在宅介護支援センターと更に連携を強化し、対象者の実態把握に努め、在宅高齢者の自立と生活の質の確保を図ります。		

ツ 高齢者生活支援短期入所事業（高年福祉課）			
事業内容	在宅で基本的生活習慣の改善が必要な高齢者が、一時的に施設入所し、生活習慣等の指導を受け、体調の管理を図ります。		
現状と課題	要介護認定者等は、介護保険施設を利用することが多いことから、利用者が少ない状態となっています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
			平成 26 年度
	利用者数	0	2
	利用日数	0	14
今後の展開	生活習慣等の指導を目的とした施設利用と併せて、高齢者虐待事例等の緊急時の対応としても実施しており、引き続き実施します。		

(4) 介護予防・健康づくりの推進

高齢者がいつまでも自立した生活が続け、健康寿命を延ばすために、介護予防の基礎となる健康づくりを支援します。また、高齢者本人への働きかけだけではなく、地域で生きがい・役割を持って自立した生活ができるような生活環境への働きかけも含め、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスのとれた介護予防事業を実践します。

ア 介護予防普及啓発事業（健康課）

事業内容	各種健康教育、健康相談において健康づくりの基本である「健康は自らが守る」という意識の向上を図り、定期的な健診の受診勧奨に努めます。 また、介護予防の意識を高め、実践できるための知識の普及・啓発を図ります。			
現状と課題	健康教育（出前講座等）による普及啓発事業は、年間200回を超え、参加延べ人数は、6,200人～7,000人で、老人クラブを中心に多くの方に介護予防の普及啓発を行っています。しかし、地区によって、関心度に差があり、講座参加者に偏りがあります。			
		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	回数	263	222	230
	延べ参加人数	6,904	6,270	6,300
今後の展開	地域の実情をふまえ、健康教育（出前講座等）、健康相談により、更に多くの高齢者に対し、介護予防活動の普及、啓発を積極的に実施します。			

イ 高齢者栄養指導事業（健康課）				
事業内容	高齢者がいつまでも「食」を楽しみ自立した生活が送れるよう、低栄養予防や健康長寿のための食生活について普及啓発を図ります。			
現状と課題	健康教育(出前講座等)において、老人クラブ及び小地域福祉活動等で栄養改善の大切さを普及啓発しています。 また、いずみ会に委託している高齢者交流会では、市内21会場にて実習や会食を通して「食べる楽しみ」を伝えています。地域により対象者に偏りがあります。			
			実績値	
			平成24年度	平成25年度
			見込値	
			平成26年度	
	栄養講座	実施回数	61	41
		利用者数	1,910	1,416
	高齢者交流会	実施回数	21	21
		利用者数	735	765
今後の展開	低栄養状態から要介護に陥らないよう、低栄養予防や健康長寿の食生活について積極的に普及啓発を行います。			



ウ いきいき百歳体操活動支援講座（地域介護予防活動支援事業）（健康課）			
事業内容	介護予防に効果的な「いきいき百歳体操」の普及啓発を図り、身近な地域で継続して取り組めるよう地域住民の自主活動を支援します。		
現状と課題	平成24年度から開始した事業で、「いきいき百歳体操」を希望したグループに対し、支援講座（初回4回、3か月後、6か月後、1年後）を実施しています。平成24年度は25グループ、平成25年度は39グループが取組を始め、年々地域での展開数は増加しています。積極的に講座を実施し、普及啓発を行っています。 しかし、地区によって、高齢者が集う機会がない、会場の確保が難しい、体操に使用する物品の準備ができない等の課題があります。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	講座回数	112	325
	実人数	565	1,373
見込値			
平成26年度			
今後の展開	高齢者人口の10%以上が参加できるよう、未実施地区への効果的な普及啓発を行っていきます。また、関係機関と連携を図り、未参加者や中断者への支援及び生活支援を含めた地域づくりへの展開を図ります。		



エ かみかみ百歳体操講座（地域介護予防活動支援事業）（健康課）			
事業内容	口腔機能の向上に効果的な「かみかみ百歳体操」の普及啓発を図り、生活機能を高めます。		
現状と課題	平成26年度から開始した事業で、「いきいき百歳体操」を1年以上継続したグループに講座（初回2回、3か月後、6か月後）を実施しています。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
		平成26年度	
	講座回数	—	100
	実人数	—	565
今後の展開	「いきいき百歳体操」とともに、地域で継続実施できるよう支援し、口腔機能の維持向上を図ります。		

オ いきいき百歳体操交流会（地域介護予防活動支援事業）（健康課）			
事業内容	「いきいき百歳体操」に取り組むグループ同士の情報交換、交流を図る機会をすることにより、活動意欲の向上を図り、体操の普及と継続を推進します。		
現状と課題	「いきいき百歳体操」の普及に伴い、平成25年度から年に1回交流会を開催しています。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
		平成26年度	
	回数	—	1
	実人数	—	196
今後の展開	年に1回継続実施し、今後「いきいき百歳体操」に取り組む高齢者が、自主的に運営、実施できるよう支援します。		

カ 一次予防事業評価事業（健康課）	
今後の展開	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じて事業の評価を行い、その結果に基づき改善を図ります。

キ 介護予防ケアマネジメント（二次予防事業対象者）（地域包括支援センター）														
事業内容	二次予防事業の対象者が、要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。													
現状と課題	地域支援事業実施要綱の改正により（平成22年8月6日）、事業実施担当者との情報を共有することでマネジメントとプラン作成・評価が不要となり、平成26年度から二次予防事業についても廃止となったことから、現在は事業を実施していません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">実績値</th><th>見込値</th></tr> <tr> <th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアマネジメント件数</td><td>140</td><td>89</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>				実績値		見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度	ケアマネジメント件数	140	89	0
	実績値		見込値											
	平成24年度	平成25年度	平成26年度											
ケアマネジメント件数	140	89	0											
今後の展開	介護予防・日常生活支援総合事業導入後は、マネジメント事業を再開し、要支援者及びサービス必要者の早期発見に努め、要介護状態の悪化の予防のために、早期に適切な支援を行います。													

ク 指定介護予防支援事業（地域包括支援センター）				
事業内容	要支援１・２の認定を受け、介護予防サービスを必要とする予防給付の対象者に、要支援状態の改善や要介護状態になることを予防するために介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービス等の提供を行います。			
現状と課題	要支援認定者の増加により、ケアプラン作成件数も増加しています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	介護予防ケアプラン 作成件数	384	432	465
今後の展開	要支援の方が介護保険サービスだけでなく、必要なインフォーマルサービスが利用できるよう支援します。			

ケ 高齢者生きがいデイサービス事業（高年福祉課）				
事業内容	介護保険の対象外の閉じこもりがちな高齢者に対して、通所による日常動作訓練、創作的活動、健康チェックなどのサービスの提供を行うことによって、閉じこもり防止などの役割を果たします。			
現状と課題	要支援の介護認定者の増加により、利用者は少しずつ減少しています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	204	181	320
今後の展開	地域包括支援センター、在宅介護支援センターと更に連携を強化し、対象者の実態把握に努め、在宅高齢者の心身機能の維持向上を図ります。			

(5) 高齢者の居住安定施策の推進

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に生活できるよう居住環境の整備を推進します。

ア 公共施設のバリアフリー化の推進（高年福祉課）	
事業内容	「たつの市福祉のまちづくり重点地区整備計画」を定め、福祉のまちづくり条例に準拠するよう、ユニバーサル社会の実現に向けて公益的施設や道路、公園等の既存施設の整備を推進します。
現状と課題	利用施設が集積した福祉のまちづくり重点地区において、公共施設のバリアフリー化や民間施設に対してバリアフリー化への取組を推進しています。
今後の展開	引き続き、既存施設のバリアフリー化への取組を啓発していきます。

イ 高齢者等住宅改造費助成事業（高年福祉課）				
事業内容	高齢者の居住する住宅の改造に際し、介護保険の対象となる部分（手すりの設置・段差解消等）と合わせて、浴室や洗面所、玄関などの改造を行う場合、必要な経費の内、介護保険の助成額を合わせて１００万円を限度として助成します。			
現状と課題	身体機能の低下した高齢者が住み慣れた住宅で安心して生活していくために効果を上げており、年々増加しています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	助成件数	32	42	40
	助成額(千円)	8, 201	8, 781	10, 000
今後の展開	制度の周知、利用啓発を行うとともに、住み慣れた住宅で安心して快適に過ごせるよう、在宅生活の支援に努めます。			

(6) 支え合う地域づくりの推進

多様な職種や機関との連携協働による地域包括ネットワークを構築し、地域の関係者で課題を共有・資源開発・政策形成を行うとともに、世代を超えて支え合う地域づくりを推進します。

ア 地域包括支援センター運営事業（地域包括支援センター）			
事業内容	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職を配置し、高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域で支えていくための拠点として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の4業務を行います。センター設置状況及び専門職配置状況は、平成26年度時点で市直営の地域包括支援センターを本庁高年福祉課内に1か所設置し、7名の専門職を配置しています。		
現状と課題	センターを1か所、専門職を7人配置し、地域における支援体制の中心として様々な業務を行っています。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	センター設置数	1	1
	専門職配置数	7 (2)	7 (2)
※（ ）内 （認知症地域支援推進員1名、プランナー1名）			
今後の展開	地域包括支援センターに必要な専門職を適切に配置し、在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を主体的に行いながら、高齢者を地域で支える仕組みづくりを行います。		

イ 地域ケア会議運営事業（地域包括支援センター）			
事業内容	個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能の5つの機能を持つ会議体で、関係機関の代表者で構成する「地域包括ケア会議」と5つの日常生活圏域ごとに民生委員、社会福祉協議会、介護支援専門員、介護保険サービス事業所等が集まる日常圏域の「地域ケア会議」の2つの会議をそれぞれ定期的に開催します。		
現状と課題	月に一度定期的に会議を開催し、各団体との連携や情報の共有化等の役割を果たしています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
		平成 26 年度	
	地域包括ケア会議開催回数	12	12
	地域ケア会議開催回数	60	60
今後の展開	平成 2 7 年度から「個別ケア会議（仮称）」を開催し個別課題解決機能強化を図ります。		

ウ 地域支え合いマップ作成支援事業（地域包括支援センター）			
事業内容	住民の支え合いの実態を住宅地図に載せていき、その結果から、福祉のまちづくりへの取組課題を探し出し、地域住民による相互の見守りや支え合いを推進します。		
現状と課題	平成 2 6 年度から開始した事業で、平成 2 6 年度は 4 自治会に対し地域づくりの支援を行う見込みです。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
		平成 26 年度	
	マップ作成自治会	—	4
今後の展開	住民同志の支え合い・助け合いが行える地域をめざして、住民への意識啓発を行うとともに、住民と地域づくりを考え、地域にあった支援を行います。		

エ 市民後見支援体制構築事業（地域包括支援センター）	
事業内容	西播磨成年後見支援センター（仮称）を西播磨4市3町で設立し、市民後見人の養成からバックアップ体制の構築、また成年後見制度の普及及び申立て支援まで一体的に提供していく体制を整備します。
現状と課題	西播磨成年後見支援センター（仮称）の設立に向け西播磨4市3町等で検討をしています。
今後の展開	平成28年度に西播磨成年後見支援センター（仮称）を整備します。

オ 孤立死ゼロ作戦事業（地域包括支援センター）				
事業内容	市と企業・事業者が積極的に連携し、支援を必要とする方とそのニーズの早期発見(安否確認や生活の異変の察知)、早期対応し、孤立死等を未然に防止する体制を構築します。			
現状と課題	平成25年度から実施しており、各企業と連携しながら協定企業数を増やしている状況です。			
		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	協定締結企業等	—	17	33
今後の展開	きめ細やかな見守り体制づくりにむけ、各種企業の理解に努め協定企業の増加に努めます。また、協定企業においては、見守り意識の継続と向上及び見守りネットワークの構築にむけ、定期的な会議の開催を行います。			

カ 当事者組織活動推進事業（社会福祉協議会）				
事業内容	地域社会での孤立や制度の狭間で社会的排除の対象となりやすい当事者で構成する当事者組織への相談・助言、啓発及び活動助成金の交付により、活動の活性化と拡充を支援します。			
現状と課題	当事者組織の把握や支援対象分野の整理を行い、当事者組織に対して適切な支援を実施しています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	助成件数	3	3	6
今後の展開	共通の悩みや福祉課題を抱える方たちが集い、共に支え合う当事者組織を把握し、組織の自主的な活動を積極的に支援していきます。			



キ ボランティア事業（社会福祉協議会）			
事業内容	住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動への参加を促進するため、ボランティアセンターの運営や各種ボランティア養成講座・セミナーの開催、福祉学習推進校の指定などを実施します。		
現状と課題	子どものころから福祉の心を育むことを目的としたボランティアスクールは、プログラム・内容の充実を図り参加者が増えてきました。 また、団塊の世代を対象としたセミナー等を開催するなど、ボランティア活動への参加を促す事業を展開しています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
		平成 26 年度	
今後の展開	ジュニアからシニアまで、年齢性別を問わずボランティア活動への参加を促すために、ボランティアの日・月間、ボランティア相談日を創設し、ボランティア啓発の場づくりを行います。また、福祉への理解と関心を高め、次代を担う子どもたちの思いやりの心を育てていくために、ボランティアスクールなどの福祉学習を推進していきます。		

ク 情報発信事業（社会福祉協議会）			
事業内容	社会福祉協議会の諸事業をはじめ、地域福祉情報・ボランティア情報等を掲載した広報紙「ぬくもり」の隔月発行やホームページの運営により、情報を発信します。		
現状と課題	広報紙・ホームページをリニューアルし、積極的に福祉に関する情報を発信し、また、広報モニターや読者の声を反映するよう努めています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
		平成 26 年度	
今後の展開	より多くの人に情報を提供するため、広報紙・ホームページを充実し、親しみやすく住民の暮らしに寄り添った情報発信に努めます。		

ケ 小地域福祉活動推進事業（社会福祉協議会）			
事業内容	身近な単位自治会をエリアとした、住民の主体的な福祉活動を推進するため、日常的なつながり、支え合い活動を行う体制づくり（組織化）や運営を支援するとともに、安定的な活動を継続するための活動助成金を交付します。		
現状と課題	地域の特色を活かしたふれあいサロン（喫茶）や三世代交流などの交流活動、声掛けや安否確認などの福祉支援活動、広報啓発活動など、単位自治会をエリアとした住民主体の福祉活動が広がっています。		
		実績値	
		平成 24 年度	平成 25 年度
	助成金交付件数	133	133
	助成金交付額(円)	7, 862, 313	7, 799, 505
見込値			
平成 26 年度			
今後の展開	超高齢社会が進む中、地域の助け合い・支え合いが益々重要となっています。住民主体の地域福祉活動を進めるため、すべての単位自治会での組織化をめざし事業を展開していきます。		



（７）高齢者の社会参加の推進

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で、健康で自立した生活が続けられるように、高齢者自らも社会を支える一員として積極的に社会参加しやすい体制づくりを推進します。

ア 老人クラブへの支援（高年福祉課）	
事業内容	高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進するために、各単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付します。
現状と課題	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに対して、補助金の交付を行い、社会奉仕、教養講座、健康増進などの活動を支援することで、地域づくりへの積極的な貢献を促進しています。 しかし、老人クラブ加入者が年々減少しているため、新たな加入を促進します。
今後の展開	老人クラブの会員の高齢化が問題点としてあげられるため、新たな会員の加入促進を行います。

イ 高齢者の就労支援（高年福祉課）	
事業内容	仕事を生きがいとしている高齢者も多いことから、シルバー人材センターへの支援を通じて、地域における多様な就労等を促進します。また、県、ハローワークとも連携しながら、雇用・就労に関する情報提供を行います。
現状と課題	シルバー人材センターへの支援を行っています。
今後の展開	引き続き、シルバー人材センターへの支援を行い、地域における多様な就労等を促進します。

ウ 介護支援ボランティア事業（高年福祉課）				
事業内容	65歳以上の高齢者を対象に、介護施設でのボランティア活動に応じたポイントを付与し、評価交付金を交付します。			
現状と課題	高齢者自らがボランティアに参加することにより、介護予防と社会参加につながっています。			
		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	登録者数	22	37	45
今後の展開	ボランティア登録者が少ないことから、社会福祉協議会等と連携し事業の周知に努め、取組を推進します。			

エ 高齢者ふれあいのつどい事業（社会福祉協議会）				
事業内容	一人暮らし高齢者などに、交流や生きがいの場づくりを提供するつどいを開催します。			
現状と課題	参加者相互の仲間づくり、情報交換の場として開催しています。また、民生委員・児童委員協議会、ボランティア等の協力により、地域住民との交流の機会にもなっています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	延べ利用者数	667	716	870
今後の展開	閉じこもりがちな一人暮らし高齢者などの孤立を防止し、仲間づくりや地域住民との交流を図るため、会食やレクリエーションの内容充実に努めます。			

オ いきいき百歳体操サポーター講座（健康課）			
事業内容	地域で住民主体の自主的な活動を支援、継続させる核となる人材を育成することにより、団塊世代や元気な高齢者の社会参加を促進します。		
現状と課題	平成26年度は6回の講座を開催予定であり、人材育成の支援を行っています。		
		実績値	
		平成24年度	平成25年度
	講座回数	—	—
	延べ利用者数	—	—
今後の展開	サポーター講座の内容の充実を図り、継続的に実施し、参加意欲の向上に努め、地域における介護予防活動の担い手として、社会参加の場を広げます。		



(8) 人材確保及び資質の向上

「地域包括ケアシステム」を支える人材を安定的に確保するため、支え手の育成・養成等を推進していきます。

ア ケアマネジメントリーダー活動事業（地域包括支援センター）				
事業内容	ケアマネジャーの資質向上などを目的とした研修会、情報共有や情報提供のための連絡会を開催します。			
現状と課題	研修会と連絡会を定期的に行い、平成26年度は回数を増やし更なるケアマネジャーの資質向上を図っています。			
		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	研修会回数	1	1	2
	参加者数	91	71	100
	連絡会回数	0	3	6
	延べ参加者数	0	60	180
今後の展開	今後も継続的に開催し、ケアマネジャーの資質の向上及び情報共有を図ります。			

イ 市民後見人養成事業（地域包括支援センター）				
事業内容	判断能力の不十分な認知症者、知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉の観点から市民が後見業務の新たな担い手として適切に活動できるよう養成します。（平成２５年度以降は養成研修修了者２１名に対するフォローアップ研修を実施）			
現状と課題	市民後見人の養成するための研修会を実施しています。市民後見人候補者として２１名の養成を行っています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	養成研修修了者	21	21	21
今後の展開	市民後見人候補者の質や数を確保し、小学校区に１名程度の候補者を養成します。			

ウ 生涯学習活動の充実（高年福祉課）	
事業内容	老人福祉センターや公民館活動において高齢者を対象とした学習の機会を増やすとともに、高齢者と子どもたちと世代を超えた触れ合いの機会を設けるなど、次世代育成等、幅広い施策を視野に入れた生涯学習活動の展開に努めます。
現状と課題	老人福祉センターや公民館活動、老人クラブ活動において高齢者や三世代間での交流事業など様々な生涯学習活動を実践してきました。
今後の展開	引き続き老人福祉センターや公民館において生涯学習の機会を設けていくとともに、地域での身近な場所で学習できる制度として「出前講座」を実施していきます。

エ 介護従事者の育成・支援（高年福祉課）	
今後の展開	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律（介護人材確保法）」に基づき、介護従事者の人材育成及び確保のための各種情報の提供に努めます。



(9) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備

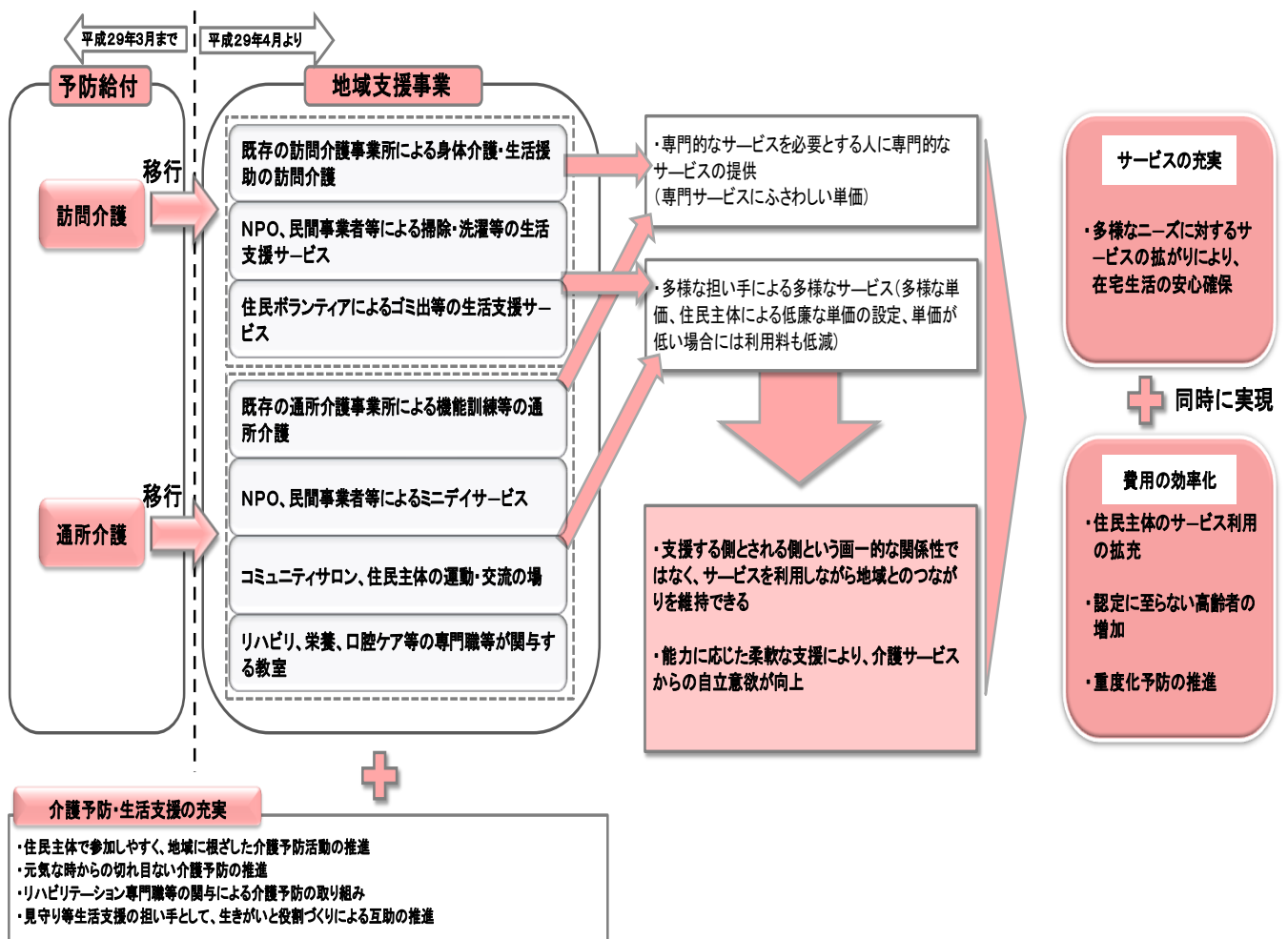
たつの市の状況をふまえ、住民など様々な方が主体となって参画し、様々なサービスを充実することで、地域に住まわれている方々が互いに地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指して、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始します。

具体的には要支援1・2の訪問介護・通所介護にかわる訪問型サービスや通所型サービス、見守り等の生活支援サービスを整備します。あわせて市だけではなく社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体等多様な主体が行っているサービスについても取りまとめます。

また、要支援者にその多様なサービスが適切に利用できるようなケアマネジメントを行う体制整備や生活支援コーディネーターによるスムーズな情報提供を主としたネットワークの構築を行います。

その他に教室や講座などを実施し、男女を問わず参加しやすい環境づくりに努め、介護予防の普及・啓発を図るとともに、住民主体の介護予防活動の支援等も行います。

【介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ図】



生活支援コーディネーターは、日常生活支援総合事業を効率良く、効果的に推進する役割の一端を担う職にあります。たつの市全体から各日常生活圏域に至るまで、幅広い地域に住んでいる高齢者の生活を支援することが求められています。

また、下記の図に記載されている生活支援コーディネーターが効果的に機能すれば、第6期計画の基本理念である「福祉・医療・保健の連携のもと高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」の実現に大きく近づくことになります。

第6期計画では、地域包括支援センターを中心として生活支援コーディネーターを配置し、基本理念の実現に向けて施策を推進します。

【生活支援コーディネーターの役割と仕事】

(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置 ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進する。

生活支援コーディネーターのコーディネート機能

資源開発	ネットワーク構築	ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

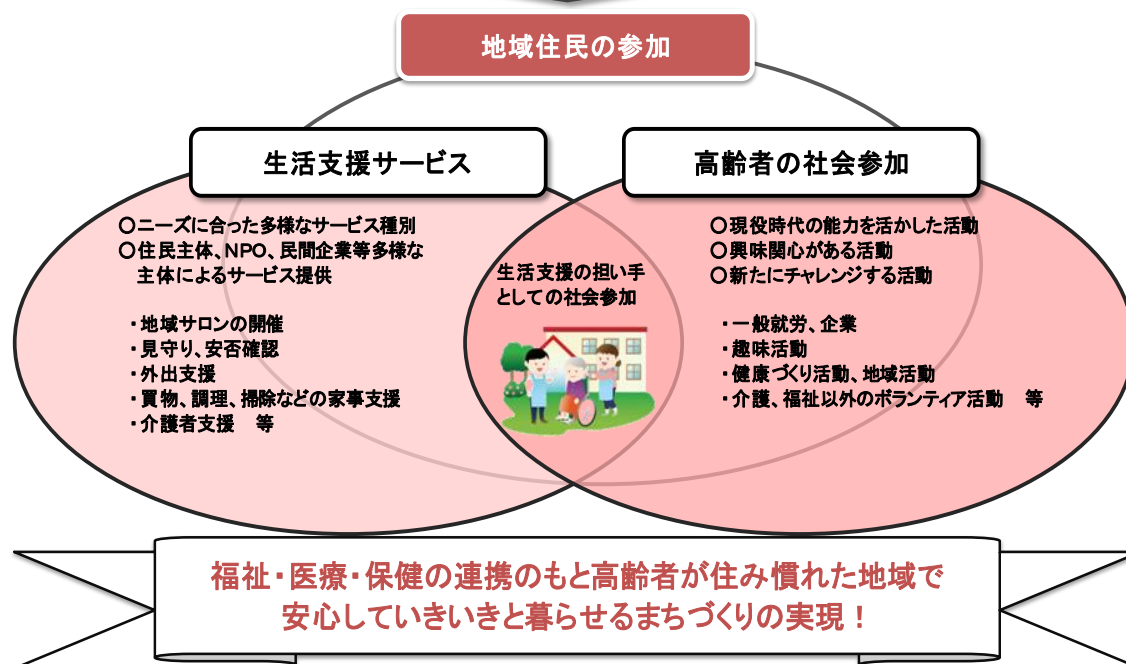
地域としては、第1に市全体、第2に中学校区域(日常生活圏域)があり、平成27年度は市全体を捉え、平成29年度までの間に 中学校区域(日常生活圏域)の充実を目指す。

①市全体・・・主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)を中心に活動する。

②中学校区域(日常生活圏域)・・・市全体の機能の下で具体的な活動を展開する。

※コーディネート機能には、第3として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を支援



2 介護サービス基盤の更なる拡充と適正化推進

基本目標Ⅱ 介護サービス基盤の更なる拡充と適正化推進

第5期計画期間における給付実績において、実績値と計画値を比較すると、総給付費では、計画値を3～4%上回る実績となっています。また、平成24年度と平成25年度を比較した場合でも約4%の伸びとなっています。また、その中でも特に居宅系サービスについて計画値を大きく上回っています。

① 介護給付費の実績

【居宅サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成 24 年度			平成 25 年度			
		実績値 A	計画値 B	対計画比 A/B	実績値 C	計画値 D	対計画比 C/D	対前年比 C/A
居宅サービス(合計)	給付費	2,402,292	2,236,380	107.4%	2,539,276	2,324,167	109.3%	106.0%
訪問介護	給付費	319,191	332,384	96.0%	329,506	347,659	94.8%	103.2%
	回数	111,651	108,416	103.0%	116,672	113,272	103.0%	104.5%
訪問入浴介護	給付費	22,935	21,185	108.3%	18,822	21,994	85.6%	82.1%
	回数	1,964	1,871	105.0%	1,626	1,943	83.7%	82.8%
訪問看護	給付費	107,384	101,304	106.0%	105,824	105,596	100.2%	98.5%
	回数	24,143	16,747	144.2%	25,961	17,454	148.7%	107.5%
訪問 リハビリテーション	給付費	27,076	27,408	98.8%	30,029	28,346	105.9%	110.9%
	日数	9,538	9,717	98.2%	10,608	10,050	105.6%	111.2%
居宅療養管理指導	給付費	6,957	5,760	120.8%	8,962	6,317	141.9%	128.8%
	人数	592	504	117.5%	758	556	136.3%	128.0%
通所介護	給付費	868,277	729,170	119.1%	947,552	703,031	134.8%	109.1%
	回数	108,410	89,453	121.2%	120,200	86,391	139.1%	110.9%
通所 リハビリテーション	給付費	235,070	256,939	91.5%	235,721	265,360	88.8%	100.3%
	回数	27,180	29,435	92.3%	27,521	30,395	90.5%	101.3%
短期入所生活介護	給付費	258,567	257,761	100.3%	261,620	263,619	99.2%	101.2%
	日数	31,095	30,509	101.9%	31,392	31,218	100.6%	101.0%
短期入所療養介護	給付費	39,677	49,040	80.9%	45,386	50,738	89.5%	114.4%
	日数	3,716	4,685	79.3%	4,284	4,845	88.4%	115.3%
特定施設入居者 生活介護	給付費	87,269	66,771	130.7%	106,966	126,369	84.6%	122.6%
	人数	476	384	124.0%	598	720	83.1%	125.6%
福祉用具貸与	給付費	135,475	115,801	117.0%	139,066	122,164	113.8%	102.7%
	人数	10,838	9,792	110.7%	11,746	10,368	113.3%	108.4%
特定福祉用具販売	給付費	9,697	7,498	129.3%	9,200	7,750	118.7%	94.9%
	人数	342	323	105.9%	307	334	91.9%	89.8%
住宅改修（介護）	給付費	32,968	29,377	112.2%	32,667	31,456	103.8%	99.1%
	人数	273	245	111.4%	270	262	103.1%	98.9%
居宅介護支援	給付費	251,749	235,982	106.7%	267,955	243,768	109.9%	106.4%
	人数	18,817	17,811	105.6%	19,850	18,402	107.9%	105.5%

【地域密着型サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成 24 年度			平成 25 年度			
		実績値	計画値	対計画比	実績値	計画値	対計画比	対前年比
		A	B	A/B	C	D	C/D	C/A
地域密着型サービス (合計)	給付費	495,353	513,605	96.4%	545,391	648,136	84.1%	110.1%
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	給付費	10,643	24,953	42.7%	52,338	49,906	104.9%	491.8%
	人数	77	108	71.3%	371	216	171.8%	481.8%
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
	人数	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
認知症対応型 通所介護	給付費	16,564	17,918	92.4%	15,948	18,200	87.6%	96.3%
	回数	1,955	2,002	97.7%	1,862	2,027	91.9%	95.2%
小規模多機能型 居宅介護	給付費	275,776	278,787	98.9%	285,906	287,436	99.5%	103.7%
	人数	1,528	1,536	99.5%	1,538	1,584	97.1%	100.7%
認知症対応型 共同生活介護	給付費	192,370	182,660	105.3%	191,199	188,044	101.7%	99.4%
	人数	781	816	95.7%	781	840	93.0%	100.0%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
	人数	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
	人数	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	0	9,287	0.0%	0	104,550	0.0%	0.0%
	人数	0	36	0.0%	0	480	0.0%	0.0%

【施設サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成 24 年度			平成 25 年度			
		実績値	計画値	対計画比	実績値	計画値	対計画比	対前年比
		A	B	A/B	C	D	C/D	C/A
施設サービス(合計)	給付費	1,707,941	1,679,264	101.7%	1,683,036	1,685,464	99.9%	98.5%
介護福祉施設	給付費	975,314	917,572	106.3%	990,662	922,865	107.3%	101.6%
	人数	3,968	3,804	104.3%	4,014	3,816	105.2%	101.2%
介護老人保健施設	給付費	639,175	662,772	96.4%	607,675	663,679	91.6%	95.1%
	人数	2,497	2,568	97.2%	2,398	2,568	93.4%	96.0%
介護療養型医療施設	給付費	93,452	98,920	94.5%	84,699	98,920	85.6%	90.6%
	人数	266	288	92.4%	245	288	85.1%	92.1%

② 介護予防給付費の実績

【介護予防サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成 24 年度			平成 25 年度			
		実績値 A	計画値 B	対計画比 A／B	実績値 C	計画値 D	対計画比 C／D	対前年比 C／A
介護予防サービス (合計)	給付費	188,334	147,084	128.0%	216,603	152,453	142.1%	115.0%
介護予防訪問介護	給付費	35,134	27,727	126.7%	34,192	28,336	120.7%	97.3%
	人数	1,923	1,572	122.3%	1,958	1,608	121.8%	101.8%
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	—	0	0	—	—
	回数	0	0	—	0	0	—	—
介護予防訪問看護	給付費	6,299	5,207	121.0%	8,659	5,207	166.3%	137.5%
	回数	1,768	935	189.1%	2,714	935	290.3%	153.5%
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	3,720	2,969	125.3%	4,639	2,969	156.2%	124.7%
	日数	1,331	1,056	126.0%	1,643	1,056	155.6%	123.4%
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	321	381	84.3%	616	381	161.7%	191.9%
	人数	34	24	141.7%	56	24	233.3%	164.7%
介護予防通所介護	給付費	70,851	51,805	136.8%	88,675	52,295	169.6%	125.2%
	人数	2,163	1,488	145.4%	2,652	1,500	176.8%	122.6%
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	19,652	22,253	88.3%	21,522	23,131	93.0%	109.5%
	人数	491	564	87.1%	548	588	93.2%	111.6%
介護予防 短期入所生活介護	給付費	258	451	57.2%	334	451	74.1%	129.5%
	日数	50	24	208.3%	55	24	229.2%	110.0%
介護予防 短期入所療養介護	給付費	71	0	—	26	0	—	36.6%
	日数	32	0	—	4	0	—	12.5%
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	6,628	2,195	302.0%	8,127	5,265	154.4%	122.6%
	人数	92	24	383.3%	83	48	172.9%	90.2%
介護予防 福祉用具貸与	給付費	7,995	5,584	143.2%	9,899	5,700	173.7%	123.8%
	人数	1,414	1,200	117.8%	1,842	1,224	150.5%	130.3%
特定介護予防 福祉用具販売	給付費	1,873	1,444	129.7%	1,817	1,444	125.8%	97.0%
	人数	81	84	96.4%	75	84	89.3%	92.6%
住宅改修（予防）	給付費	14,263	8,905	160.2%	14,448	8,905	162.2%	101.3%
	人数	121	72	168.1%	120	72	166.7%	99.2%
介護予防支援	給付費	21,269	18,163	117.1%	23,649	18,369	128.7%	111.2%
	人数	4,987	4,236	117.7%	5,585	4,284	130.4%	112.0%

【介護予防地域密着型サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成 24 年度			平成 25 年度			
		実績値 A	計画値 B	対計画比 A/B	実績値 C	計画値 D	対計画比 C/D	対前年比 C/A
地域密着型 介護予防サービス (合計)	給付費	14,392	16,310	88.2%	11,857	18,252	65.0%	82.4%
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
	回数	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費	14,392	13,556	106.2%	11,857	15,498	76.5%	82.4%
	人数	207	216	95.8%	172	252	68.3%	83.1%
介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費	0	2,754	0.0%	0	2,754	0.0%	0.0%
	人数	0	12	0.0%	0	12	0.0%	0.0%

【介護給付費総額】

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度			平成 25 年度			
	実績値 A	計画値 B	対計画比 A/B	実績値 C	計画値 D	対計画比 C/D	対前年比 C/A
介護給付費	4,605,586	4,429,249	104.0%	4,767,703	4,657,767	102.4%	103.5%

【介護予防給付費総額】

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度			平成 25 年度			
	実績値 A	計画値 B	対計画比 A/B	実績値 C	計画値 D	対計画比 C/D	対前年比 C/A
介護予防給付費	202,726	163,394	124.1%	228,460	170,705	133.8%	112.7%

【総給付費】

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度			平成 25 年度			
	実績値 A	計画値 B	対計画比 A/B	実績値 C	計画値 D	対計画比 C/D	対前年比 C/A
総給付費	4,808,312	4,592,643	104.7%	4,996,163	4,828,472	103.5%	103.9%

- ※**実績値** サービス提供月での平成 24 年度、平成 25 年度の給付データを用いた分析結果となっています。
- ※**計画値** 第 5 期介護保険事業計画の目標値を掲載しています。
- ※**対計画比** 実績値÷計画値で、計画値に対しての割合を算出。
- ※**対前年比** 平成 25 年度実績値÷平成 24 年度実績値で、前年の実績値に対しての割合を算出。
- ※実績値・計画値ともに、特定入所者介護サービス費は含みません。

○特定入所者介護サービスとは・・・低所得者の方のサービス利用が困難とならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられ、施設入所者がショートステイを利用した場合の居住費（滞在費）や食費が、申請によって認定された場合に軽減（保険給付）されるものです。

施策の方向

- (1) 介護サービス基盤の整備
- (2) 介護保険事業の適正化推進

(1) 介護サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるようにサービス提供基盤の整備を更に推進し、介護サービスの量的確保及び質的向上に努めます。

ア 地域密着型サービスの整備（高年福祉課）

今後の展開	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービスの需要が急速に増加する平成37年（2025年）に向けて、高齢者が地域で「在宅」を基本とした生活を継続していくためには、地域密着型サービスの整備について日常生活圏域を単位として順次整備を行うことが必要と考えます。 第6期計画期間においては第5期計画から引き続き、「在宅」と「医療」との連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする方の増加に対応するため「看護小規模多機能型居宅介護」について、平成29年度中のサービス提供を目指し整備を行います。 さらに、増加する認知症の高齢者をサポートするため、「認知症対応型共同生活介護」についても更なる整備を行い、平成29年度中のサービス提供を目指します。 その他にも、サテライト型の「小規模多機能居宅介護」、重度の要介護者にも対応する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び平成28年4月から地域密着型サービスに位置づけられる「小規模通所介護」についても必要に応じて検討を行います。
-------	--

イ 介護保険サービスの量的確保（高年福祉課）

今後の展開	今後の高齢者人口の増加に伴い、各種介護サービスに対するニーズは、今後もますます増加していくことが見込まれるため、サービス提供事業所等との情報交換を図りながら、適切なサービス量の確保に努めます。
-------	---

ウ 介護保険サービスの質的向上（高年福祉課）

今後の展開	介護サービス事業者に対して、利用者の視点に立ったサービスに関する各種情報を提供します。更に、第6期計画から市が指定する「小規模通所介護」を含め、地域密着型サービス提供事業者等へ指導の徹底を図ります。
-------	--

エ 認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業（高年福祉課）			
事業内容	認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所に入居する低所得者の経済的負担の軽減を目的として、家賃の一部を助成し、利用しやすい環境整備に努めます。		
現状と課題	平成25年度から事業を開始し、グループホームに入所している低所得者の方に助成を行っています。		
		実績値	
		平成24年度	見込値
		平成25年度	平成26年度
	利用人数	—	45
	助成額(千円)	—	45
		8,995	11,850
今後の展開	介護保険の制度改正における負担限度額認定の改正内容を考慮しながら、今後においても引き続き助成を実施します。		



(2) 介護保険事業の適正化推進

介護給付費の点検や介護保険制度等についての適切な情報提供を行い、利用者に対する適切な介護サービスの確保を推進します。

ア 介護給付適正化事業（高年福祉課）				
事業内容	要介護認定調査の状況チェック、ケアプランや住宅改修等の点検・調査 介護サービス内容の医療費との突合、利用者への介護給付費のお知らせ等 を行い、介護給付費の適正化を更に推進します。			
現状と課題	各報酬チェックや認定調査員の研修等の国が推進している給付適正化 の内容について随時実施しています。			
		実績値		見込値
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	点検延べ件数	94	192	150
今後の展開	国や県の指針を基に、より効果的な事業実施に努めます。			

イ 積極的な情報提供（高年福祉課）	
今後の展開	パンフレットを中心に様々な媒体を通じて、高齢者や介護保険に関する情報を効果的に提供できるように努めます。

第5章

介護保険事業費の見込み

第5章 介護保険事業費の見込み

1 介護保険サービス事業量と保険料の設定

(1) 介護保険サービスの重点整備

① 地域密着型サービス

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、在宅と医療の連携のもと必要な介護サービスを身近な地域で素早く提供できる体制づくりが重要です。そのために、第6期計画期間において以下のとおり地域密着型サービスを整備します。

【地域密着型サービスの整備計画】

区 分	平成26年度 末整備数	第6期計画年度整備数			平成29年度 末整備数
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
認知症対応型 共同生活介護	6 (72)	—	—	2 (18)	8 (90)
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 (20)	—	—	—	1 (20)
小規模多機能型 居宅介護	7	—	—	—	7
認知症対応型 通所介護	1	—	—	—	1
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	—	—	—	1
看護小規模多機能型 居宅介護	4	—	—	1	5

※ () 内は、施設居住系の定員数。

② 施設サービス

施設サービスについては、居宅サービスや地域密着型サービスを整備する中で、施設入所待機者の減少を図り、平成26年度末時点で整備されている状況を維持するものとします。

【施設サービスの整備計画】

区 分	平成26年度 末整備数	第6期計画年度整備数			平成29年度 末整備数
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護老人福祉施設	6 (395)	—	—	—	6 (395)
介護老人保健施設	4 (290)	—	—	—	4 (290)
介護療養型医療施設	2 (17)	—	—	—	2 (17)

※ () 内は、施設居住系の定員数。

(2) 第6期計画における総給付費の見込み

今後の高齢者人口の増加に伴い、各種介護サービスのニーズも増加すると見込まれることから、第6期計画では団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えた介護保険サービス事業量の設定となっています。

① 介護給付費の見込み

【居宅サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成32年度 (推計)	平成37年度 (推計)
(1) 居宅サービス	給付費	2,713,677	2,643,342	2,814,052	3,083,828	3,359,410
訪問介護	給付費	325,109	328,762	372,893	400,081	458,360
	回数	116,344	118,015	134,449	143,704	164,929
	人数	5,772	6,000	6,420	6,816	7,140
訪問入浴介護	給付費	19,533	21,369	26,839	29,035	37,274
	回数	1,796	1,969	2,453	2,723	3,481
	人数	444	468	540	576	600
訪問看護	給付費	112,610	129,209	143,760	187,744	252,969
	回数	28,168	32,551	36,216	47,524	63,845
	人数	2,724	2,928	2,988	3,300	3,504
訪問 リハビリテーション	給付費	31,841	33,920	34,210	39,855	49,412
	回数	11,105	11,849	11,954	14,024	17,574
	人数	876	888	876	936	1,008
居宅療養管理指導	給付費	13,371	14,644	17,415	23,217	24,628
	人数	1,224	1,368	1,620	2,148	2,280
通所介護	給付費	1,027,627	843,012	878,476	936,558	1,009,275
	回数	132,761	108,484	113,005	119,383	126,281
	人数	12,960	10,560	10,992	11,640	12,228
通所 リハビリテーション	給付費	233,497	243,627	241,680	249,123	257,201
	回数	26,848	27,778	27,407	27,898	28,489
	人数	3,324	3,456	3,432	3,552	3,696
短期入所生活介護	給付費	302,918	295,082	311,953	309,555	306,264
	日数	34,505	33,266	34,711	33,659	32,110
	人数	2,964	3,060	3,336	3,936	5,076
短期入所療養介護	給付費	49,956	56,112	55,447	82,194	75,136
	日数	4,775	5,510	5,492	7,198	6,400
	人数	624	744	756	804	744
特定施設入居者 生活介護	給付費	111,650	132,631	151,913	177,456	185,437
	人数	672	804	912	1,080	1,128
福祉用具貸与	給付費	150,806	168,083	178,060	205,307	219,521
	人数	13,332	14,916	15,912	18,252	19,464
特定福祉用具購入費	給付費	14,161	17,422	21,361	23,932	26,855
	人数	444	540	648	720	804
住宅改修（介護）	給付費	32,554	46,484	54,456	58,117	65,390
	人数	300	384	432	504	528
居宅介護支援	給付費	288,044	312,985	325,589	361,654	391,688
	人数	20,856	22,536	23,388	25,776	27,936

【地域密着型サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
(2) 地域密着型サービス	給付費	802, 228	1, 179, 202	1, 356, 425	1, 432, 653	1, 484, 934
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	81, 332	84, 446	88, 264	97, 352	101, 557
	人数	516	552	576	660	660
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費	14, 591	15, 538	16, 785	13, 231	13, 231
	回数	1, 770	1, 856	2, 005	1, 586	1, 586
	人数	120	132	144	108	108
小規模多機能型居宅介護	給付費	243, 921	292, 826	313, 249	320, 644	327, 609
	人数	1, 332	1, 536	1, 632	1, 620	1, 620
認知症対応型共同生活介護	給付費	204, 799	209, 856	264, 721	278, 754	278, 754
	人数	804	828	1, 044	1, 104	1, 104
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	41, 674	51, 737	61, 776	61, 776	61, 776
	人数	168	204	240	240	240
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	215, 911	243, 795	318, 805	348, 710	365, 582
	人数	1, 080	1, 212	1, 572	1, 716	1, 740
地域密着型通所介護	給付費	0	281, 004	292, 825	312, 186	336, 425
	回数	0	36, 161	37, 668	39, 794	42, 094
	人数	0	3, 516	3, 660	3, 876	4, 080

※小規模な通所介護事業所のサービスは平成 2 8 年度から新たに地域密着型通所介護に移行します。

【施設サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
(3) 介護保険施設サービス	給付費	1, 660, 824	1, 702, 925	1, 759, 620	1, 788, 136	1, 903, 702
介護老人福祉施設	給付費	983, 644	1, 014, 876	1, 071, 571	1, 075, 395	1, 157, 111
	人数	3, 984	4, 116	4, 332	4, 320	4, 656
介護老人保健施設	給付費	595, 632	606, 570	606, 570	631, 262	665, 112
	人数	2, 328	2, 364	2, 364	2, 460	2, 592
介護療養型医療施設	給付費	81, 548	81, 479	81, 479	81, 479	81, 479
	人数	228	228	228	228	228

② 介護予防給付費の見込み

【介護予防サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
(4) 介護予防サービス	給付費	240, 103	271, 936	223, 933	160, 740	181, 129
介護予防訪問介護	給付費	38, 111	43, 386	25, 329	0	0
	人数	2, 208	2, 508	1, 464	0	0
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	10, 148	11, 401	13, 507	15, 032	13, 313
	回数	2, 990	3, 278	3, 883	4, 322	3, 828
	人数	324	360	444	552	600
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	4, 757	3, 701	3, 434	4, 698	6, 663
	回数	1, 703	1, 326	1, 230	1, 684	2, 387
	人数	228	216	240	288	312
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	517	537	823	1, 198	1, 398
	人数	60	60	96	132	144
介護予防通所介護	給付費	101, 663	114, 668	67, 868	0	0
	人数	3, 324	3, 828	2, 316	0	0
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	23, 032	24, 882	26, 846	29, 000	32, 028
	人数	588	636	696	768	852
介護予防 短期入所生活介護	給付費	1, 358	2, 014	2, 769	3, 477	3, 889
	日数	227	337	463	582	650
	人数	48	72	96	120	132
介護予防 短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	給付費	11, 875	13, 425	15, 116	18, 485	20, 417
	人数	2, 244	2, 544	2, 868	3, 504	3, 876
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	1, 404	1, 198	1, 130	1, 356	1, 582
	人数	144	132	120	144	168
住宅改修（予防）	給付費	13, 107	19, 859	26, 735	35, 428	42, 734
	人数	156	228	312	408	492
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	7, 511	7, 002	7, 002	12, 604	14, 004
	人数	72	60	60	108	120
介護予防支援	給付費	26, 620	29, 863	33, 374	39, 462	45, 101
	人数	6, 372	7, 164	8, 004	9, 456	10, 812

※介護予防訪問介護と介護予防通所介護の給付費は、平成 29 年度から順次地域支援事業に移行します。

【地域密着型介護予防サービス】

単位：給付費（千円）

区 分		平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
(5) 地域密着型 介護予防サービス	給付費	22, 677	24, 525	26, 178	35, 002	35, 912
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費	22, 677	24, 525	26, 178	35, 002	35, 912
	人数	384	420	456	624	636
介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

【介護給付費総額】

単位：千円

区 分	平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
(6) 介護給付費 (1)+(2)+(3)	5, 176, 729	5, 525, 469	5, 930, 097	6, 304, 617	6, 748, 046

【介護予防給付費総額】

単位：千円

区 分	平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
(7) 介護予防給付費 (4)+(5)	262, 780	296, 461	250, 111	195, 742	217, 041

【総給付費】

単位：千円

区 分	平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
(8) 総給付費 (6)+(7)	5, 439, 509	5, 821, 930	6, 180, 208	6, 500, 359	6, 965, 087

(3) 標準給付費の見込み

平成 27 年度から平成 29 年度までの標準給付費見込額は、以下のとおりです。
なお、第 6 期計画以降の見込みについても参考を示しています。

単位：円

区 分	平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)
総給付費 (8)	5, 439, 509, 000	5, 821, 930, 000	6, 180, 208, 000
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	5, 413, 292, 857	5, 779, 344, 850	6, 134, 841, 155
特定入所者介護サービス費等給付額	116, 787, 493	109, 666, 517	110, 577, 033
高額介護サービス費等給付額	75, 000, 000	77, 000, 000	79, 000, 000
高額医療合算介護サービス費等給付額	15, 000, 000	16, 000, 000	16, 000, 000
算定対象審査支払手数料	4, 162, 500	4, 275, 000	4, 387, 500
審査支払手数料支払い件数 (件)	92, 500	95, 000	97, 500
標準給付費見込額 (A)	5, 624, 242, 850	5, 986, 286, 367	6, 344, 805, 688

単位：円

区 分	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
総給付費 (8)	6, 500, 359, 000	6, 965, 087, 000
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	6, 452, 337, 353	6, 913, 495, 629
特定入所者介護サービス費等給付額	121, 959, 963	146, 351, 956
高額介護サービス費等給付額	85, 000, 000	90, 000, 000
高額医療合算介護サービス費等給付額	20, 000, 000	22, 000, 000
算定対象審査支払手数料	4, 500, 000	5, 400, 000
審査支払手数料支払い件数 (件)	100, 000	120, 000
標準給付費見込額 (A)	6, 683, 797, 316	7, 177, 247, 585

(4) 地域支援事業費の見込み

平成27・28年度の地域支援事業費の見込額は、標準給付費見込額の約2.5%で設定しました。また、平成29年度以降は介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスが地域支援事業に移行することから、その費用を見込んだ額となっています。

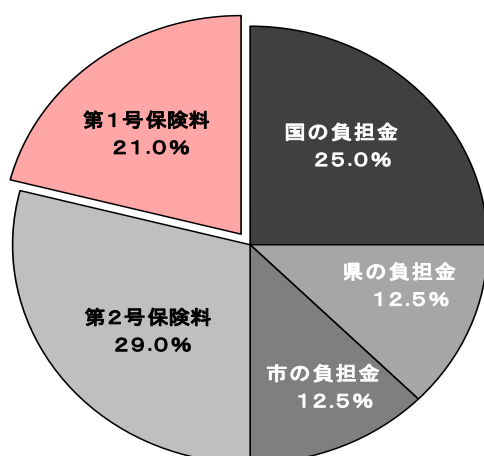
単位：円

区 分	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成32年度 (推計)	平成37年度 (推計)
地域支援事業費見込額 (B)	140,606,071	149,657,159	249,172,302	326,766,689	354,253,265

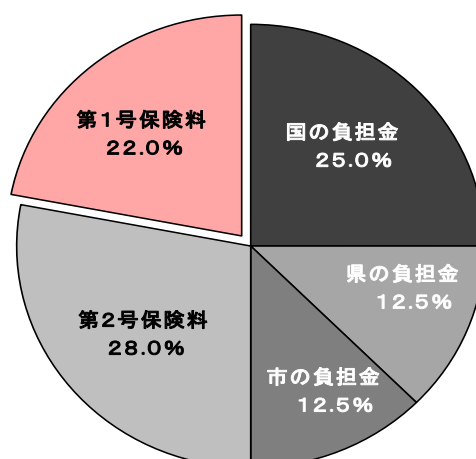
(5) 介護保険の財源構成

介護保険の財源構成は、平成27年度から第1号被保険者負担率が21.0%から22.0%に、第2号被保険者負担率が29.0%から28.0%に改正されました。

【第5期における介護保険の財源】



【第6期における介護保険の財源】



（６）第１号被保険者負担分相当額

平成２７年度から平成２９年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第１号被保険者の負担率２２％を乗じた値が第１号被保険者負担分相当額となります。

第１号被保険者負担分相当額（Ｃ）

$$= (\text{標準給付費見込額（Ａ）} + \text{地域支援事業費見込額（Ｂ）}) \times 22\% \text{（第１号被保険者負担率）}$$

単位：円

区 分	平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
第 1 号被保険者 負担分相当額 (C)	1, 268, 266, 763	1, 349, 907, 576	1, 450, 675, 158	1, 612, 429, 721	1, 807, 560, 204

（７）保険料収納必要額

平成２７年度から平成２９年度までの第６期計画期間に要する、保険料収納必要額は以下のとおりです。

保険料収納必要額

$$= \text{第 1 号被保険者負担分相当額（Ｃ）} + \text{調整交付金相当額（Ａ} \times 0.05\text{）}$$

$$- \text{調整交付金見込額（Ｅ）}$$

単位：円

区 分	平成 27～29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
第 1 号被保険者負担分相当額（Ｃ）	4, 068, 849, 497	1, 612, 429, 721	1, 807, 560, 204
調整交付金相当額（Ｄ）	903, 102, 845	343, 189, 866	368, 862, 379
調整交付金見込み額（Ｅ）	606, 414, 000	222, 387, 000	270, 007, 000

保険料収納必要額（Ｃ＋Ｄ－Ｅ）	4, 365, 538, 342	1, 733, 232, 587	1, 906, 415, 583
-----------------	------------------	------------------	------------------

※調整交付金相当額（Ｄ）と調整交付金見込額（Ｅ）の違いについて

国の負担割合２５％のうち５％は、市町村間における財政力の差を調整するために、調整交付金での負担となっており、５％より多い市町村、少ない市町村があります。

本市では、調整交付金見込額（Ｅ）を年度ごとに約３．４～３．２８％と想定しており、調整交付金相当額（Ｄ）より少ない交付となる見込みです。

(8) 所得段階別加入者数見込み

所得段階別加入者数の見込みは以下のとおりです。

(単位：人)

区 分 (市民税 課税状況)	公的年金収入 ＋ 合計所得金額	所得金額	所得段階別加入者数					基準額に 対する割合
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
第 1 段階 (世帯非課税)	～80 万円		3, 175	3, 256	3, 292	3, 351	3, 322	0. 50
第 2 段階 (世帯非課税)	80～120 万円		1, 376	1, 411	1, 426	1, 452	1, 440	0. 75
第 3 段階 (世帯非課税)	120 万円～		1, 190	1, 221	1, 234	1, 256	1, 246	0. 75
第 4 段階 (世帯課税＋ 本人非課税)	～80 万円		3, 652	3, 746	3, 787	3, 855	3, 822	0. 90
第 5 段階 (世帯課税＋ 本人非課税)	80 万円～		3, 645	3, 738	3, 779	3, 847	3, 814	1. 00
第 6 段階 (本人課税)		～120 万円	3, 158	3, 239	3, 275	3, 333	3, 305	1. 20
第 7 段階 (本人課税)		120～ 190 万円	2, 880	2, 954	2, 986	3, 040	3, 014	1. 30
第 8 段階 (本人課税)		190～ 290 万円	1, 609	1, 650	1, 669	1, 626	1, 612	1. 50
第 9 段階 (本人課税)		290～ 400 万円	488	500	506	587	582	1. 70
第 10 段階 (本人課税)		400 万円～	583	598	605	616	611	1. 75
計			21, 756	22, 314	22, 559	22, 963	22, 768	

※保険料の所得段階については、保険者の判断で多段階設定ができることとなっています。

平成 27 年度から平成 29 年度の介護保険料については、国の基準（9 段階）を基本としながらも、現在の段階を考慮し、第 5 期計画期間における第 7 段階目（400 万円～）の設定を継続した形で設定を行いました。

(9) 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入者数を用いて算出された、「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	平成 27 年度 (推計)	平成 28 年度 (推計)	平成 29 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成 37 年度 (推計)
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	22, 241	22, 812	23, 062	23, 490	23, 290

(10) 保険料基準額の算定

平成27年度から平成29年度の介護保険料基準額は以下のとおりです。

平成27年度から平成29年度

$$\begin{aligned} \text{保険料基準額} &= \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率 (99.0\%)} \\ &\div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数 (68,115人)} \\ &\div 12 \text{ か月} \\ &\div \text{介護保険料基準額 (月額)} \quad \mathbf{5,400 \text{ 円}} \end{aligned}$$

※参考 平成32・37年度の介護保険料基準額の見込みは以下のとおりです。

区 分	平成32年度	平成37年度
介護保険料基準額の見込み (月額)	6,210 円	6,890 円

(11) 第6期計画期間における介護保険料

第6期計画期間における所得段階別の介護保険料は以下のとおりです。

所得段階		介護保険料 (月額)	対象者の内容
第1段階	0.50	2,700 円	生活保護被保護者・市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税 公的年金等収入額+合計所得金額≤80万円
第2段階	0.75	4,050 円	世帯全員が市民税非課税 公的年金等収入額+合計所得金額≤120万円
第3段階	0.75	4,050 円	世帯全員が市民税非課税 (上記以外の方)
第4段階	0.90	4,860 円	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方 公的年金等収入額+合計所得金額≤80万円
第5段階	1.00	5,400 円 (基準額)	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方 (上記以外の方)
第6段階	1.20	6,480 円	本人が市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)
第7段階	1.30	7,020 円	本人が市民税課税 (合計所得金額が120万円以上190万円未満)
第8段階	1.50	8,100 円	本人が市民税課税 (合計所得金額が190万円以上290万円未満)
第9段階	1.70	9,180 円	本人が市民税課税 (合計所得金額が290万円以上400万円未満)
第10段階	1.75	9,450 円	本人が市民税課税 (合計所得金額が400万円以上)

(12) 低所得者軽減

第6期計画期間の低所得者の高齢者の介護保険料においては、国・県・市の公費を投入することにより軽減を強化する予定です。

また、消費税を主な財源とすることから、時期や内容については2段階に分けて実施する見込みです。

第 6 章

推進体制の確立

第6章 推進体制の確立

1 推進体制の整備

(1) 庁内連携

高齢者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。その理念を具体化し、施策を展開していくためには行政全般にわたり取り組む体制を強化し、関係機関との連携強化に努めます。

(2) 関連団体、事業所等との連携

地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員・児童委員協議会、食生活改善推進委員、老人クラブ連合会など福祉・保健・医療・介護等に関わる各種団体との連携を一層強化するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体の育成に努め、地域に密着したきめ細やかな質の高い活動ができる環境づくりに取り組みます。

また、介護サービス等を提供している民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握や苦情対応、情報提供について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

(3) 行財政基盤

長期にわたる景気低迷により自治体を取り巻く財政環境は、極めて厳しい状況にあります。

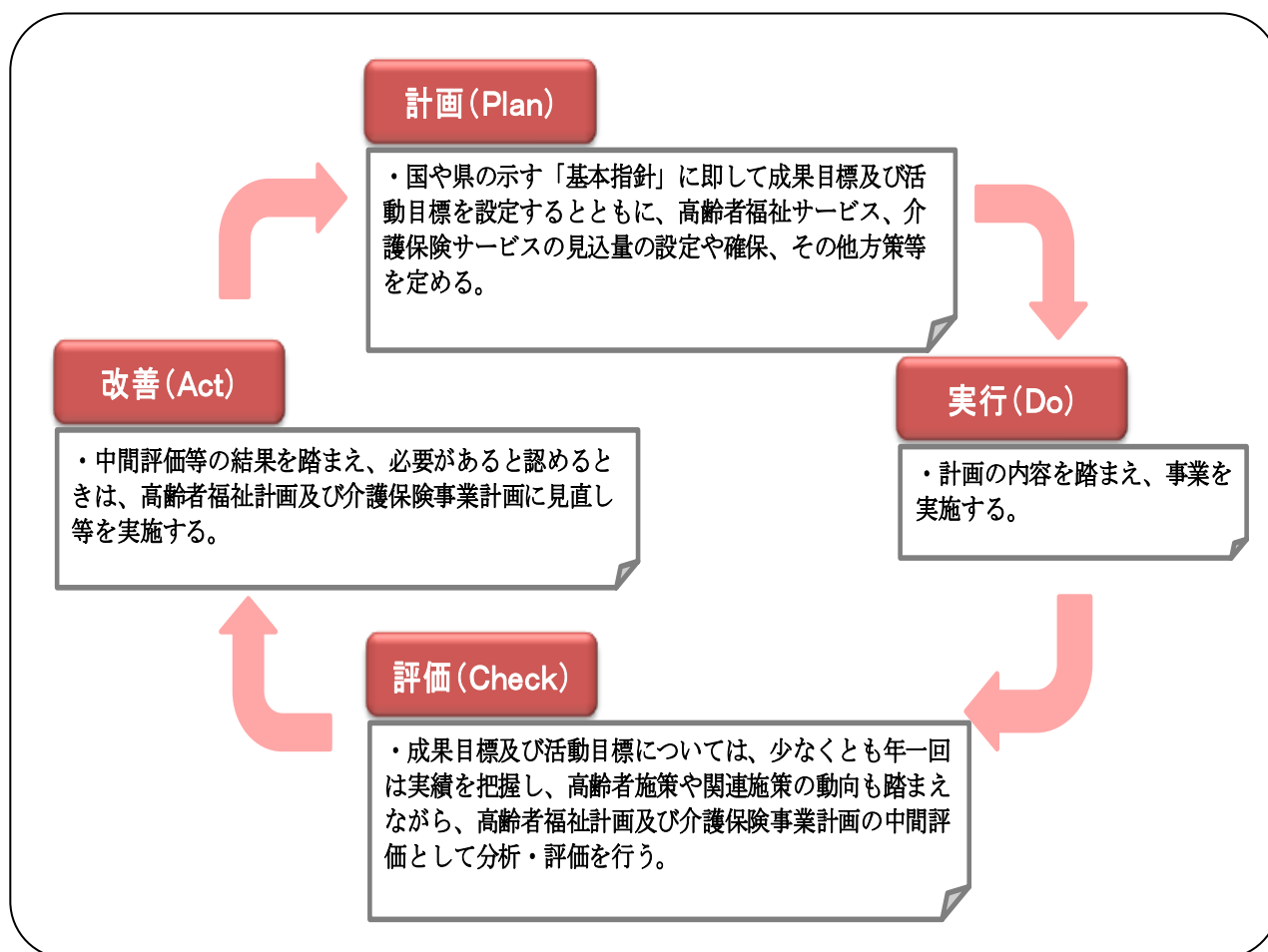
このような状況の中で、地方分権の進展や介護保険の推進など、新たな行政課題への対応をはじめ、在宅福祉サービスを中心とした福祉施策を更に推進するために、社会経済状況の変化に対応した諸施策への転換や効率的な行財政運営を進め、財政基盤を確立することが重要となります。したがって、今後は、更に効率的な行財政運営に努めるとともに、国や県の福祉施策の動向を注視しながら、福祉サービスの利用と負担の適正化に努めます。

2 計画の進行管理と評価

計画を着実に進行するためには、進行管理体制を確立することが必要であり、次のように進行管理を行います。

- ①計画の進行管理については、高年福祉課が事務局となり、計画の進捗状況の評価・点検をPDCAの考え方をもとに実施します。
- ②関係機関で事業実施の管理を行い、サービス利用の状況や財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況を把握できるようにします。
- ③事業の質的な評価を行っていけるよう、相談や苦情等をはじめ、市民・団体・事業者の意見・要望・評価など質的なデータの収集・整理に努めます。
- ④3年ごとの見直しの時点では、アンケート調査を実施し、市民や高齢者団体などを含め関係分野から意見を聴取し、幅広い視点からの評価を行います。

【PDCAの考え方】



第 7 章

資料編

第7章 資料編

1. 用語の解説

■あ行

一次予防事業

地域支援事業の一部として行われる介護予防事業で、全ての高齢者（元気な高齢者）を対象にした、生活機能の維持または向上を図るための事業。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外のもので、具体的には、近隣、地域社会、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助活動。

オレンジプラン

今後の認知症施策の方向性として平成24年6月18日に厚労省が発表した認知症の施策に基づいて、平成25年度から5か年計画で、オレンジプランが実施されることとなりました。オレンジプランは厚労省の主な7つの認知症に関する政策課題を示したものの。

■か行

介護給付

介護保険による要介護者（要介護1～要介護5）に対する保険給付をいう。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護を受ける居宅要介護者等本人やその家族からの相談に応じ、心身の状況や生活の環境などに応じたケアプランを作成し、適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、市町村ならびに特別区や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う者。都道府県が実施する試験に合格したのち、実務研修を修めることで資格を得る専門職。

介護福祉士

身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に、専門的知識及び技術をもって入浴、排泄、食事その他の介護を行い、また家族介護者等の介護に関する相談に応ずることを業とする者をいう。

介護保険施設

介護保険法による施設サービスを行う施設の総称で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養病床等）の3種類がある。

介護保険料基準額

市区町村の介護保険給付費等の22%を、介護保険の給付の対象となる第1号被保険者数で割ったもの。この「介護保険料基準額」をもとに被保険者の所得に応じて10段

階の保険料率を掛けることによって保険料が算定される。

介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることによって、高齢者が自立した生活を送れるようにすること。

介護予防支援

居宅要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員が、利用する介護予防サービス等の種類及び内容、担当者等を定めた計画(介護予防ケアプラン)を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行うこと。

介護療養型医療施設

長期にわたり療養を必要とする患者を収容する病院や診療所の病床をいう。一般の病床に比べて、機能訓練室などが備えられ、介護職員の配置に重点が置かれているなど、長期療養にふさわしい看護・介護体制や療養環境を備えている。

介護老人福祉施設

身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする寝たきり高齢者等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な方が入所することができる施設。

介護老人保健施設

治療を目的とした病院と家庭に代わって居宅要介護者等の介護を行う福祉施設の中間施設で、看護・介護やリハビリテーションを中心とする医療ケアと日常生活サービスを併せて提供する施設。

看護小規模多機能型居宅介護

平成24年度から新たに創設された地域密着型サービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを組み合わせて提供するサービス。平成27年度から複合型サービスの名称から変更となった。

キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録をする必要がある。

居宅サービス

居宅要介護者等に対してのサービスで、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び福祉用具販売の12種類をいう。

居宅介護支援（ケアマネジメント）

日常生活が困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保険・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整するとともに、居宅サービス計画(ケ

アプラン)の作成、事業者などとの連絡調整等の支援を行うこと。

居宅療養管理指導

居宅要介護者等について、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療法上の管理及び指導を行うもの。

ケアプラン(介護サービス計画)

介護サービスの利用者である居宅要介護者等やその家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた介護サービスの利用計画。

健康寿命

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

■さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅。

在宅介護支援センター

老人福祉法第20条の7の2に定められた「老人介護支援センター」のことで、地域の高齢者やその家族などの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、関係機関との連絡調整を行う施設。

サテライト型小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサテライト型で、運営の本体となる事業所から車で概ね20分以内の近距離に設置されるもの。従来の小規模多機能型居宅介護と同様に、通い・泊まり・訪問機能を備え、登録定員が18人まで、通いの定員は12人まで、泊まりの定員は6人までのサービス。

市民後見人

弁護士や司法書士など、職業として関わるのではなく、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識を身に付けた者で、家庭裁判所から後見人等として選任を受けた者。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の1つ。全国、都道府県、市区町村に設置され、地域社会において住民が主体となり、種々の福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ課題を解決することを目的とする民間の福祉推進団体。具体的な活動内容は、小地域福祉活動の推進、給食サービス等の在宅福祉事業、ボランティア活動の育成支援、生活福祉資金等の貸付、心配ごと相談、障害者等当事者支援、子育て支援等である。

社会福祉士

身体上若しくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

住宅改修

居宅要介護者等の居宅での生活を継続できるよう、住宅を改修する場合にその改修費用の一部を支給するもの。

小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービスの類型の1つであり、「通い」を中心として、居宅要介護者等の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービス。

生活支援員

福祉サービス利用援助事業において、契約の内容、支援計画にそって定期的に利用者の自宅を訪問し、預貯金の預け入れや払戻しなどの代行を行う社会福祉協議会の職員。

成年後見制度

精神上の障害などにより判断能力が不十分である人に代わり、契約の締結等を行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す等により、これらの人を不利益から守る制度。法定後見と任意後見がある。

■た行

第1号被保険者・第2号被保険者

市町村が行う介護保険の被保険者であり、第1号被保険者は、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者で、第2号被保険者は、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

短期入所生活介護（ショートステイ）

居宅サービスの1つで、利用者の心身の状況や、介護をしている家族の病気などにより、一時的に在宅での介護が受けられなくなった在宅の要介護者等が、介護老人福祉施設や老人短期入所施設などに短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話や機能訓練を受けるサービス。

短期入所療養介護（ショートステイ）

居宅サービスの1つで、病状は安定期にあるが利用者の心身の状況により、一時的に入所の必要がある医療的な看護や介護が必要な在宅の要介護者等が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他療養型病床群を有する病院又は診療所に短期入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の世話などを受けるサービス。

地域ケア会議

日常生活圏域内の高齢者に関する情報交換や支援について検討を行うための会議。

地域支援事業

介護給付・予防給付とは別に、介護保険の被保険者が要介護状態になることを予防（介護予防）し、要介護状態等になった場合も住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるように実施する事業で、①介護予防事業 ②包括的支援事業 ③任意事業から構成される事業。

地域包括ケアシステム

概ね30分以内に駆けつけられる圏域で、個々人のニーズに応じて、介護、予防、医療、生活支援、住まいの等の様々なサービスが適切に提供できるような地域体制。

地域包括ケア会議

市全体の地域包括ケアにかかる課題の検討及び情報交換を行うとともに、関係機関の連携を強化することを目的とした会議。

地域包括支援センター

平成18年度からの介護保険制度の改正で創設され、介護予防ケアマネジメント、高齢者の総合相談・支援、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が配置されている。

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活を継続できるように提供されるサービスで、原則、利用は市民に限られる。サービスの種類は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（※介護予防も設定）、小規模多機能型居宅介護（※）、認知症対応型共同生活介護（※）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の8種類をいう。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、原則として施設が所在する市町村に居住する要介護者を対象として、その施設内において、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を行うサービス。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29名以下の特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）で、原則として施設が所在する市町村に居住する者を対象として、その特定施設内において、介護サービス計画に基づいて行なわれる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上又は療養上の世話、機能訓練を行うサービス。

調整交付金

介護保険の財源構成である国の負担率25%の内の5%について、第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるもの。

通所介護（デイサービス）

居宅サービスの1つで、在宅の要介護者等が日帰りで老人デイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供とその介護など日常生活上の世話や、健康状態の確認、日常動作訓練、機能訓練、レクリエーション活動などを受けるサービス。

通所リハビリテーション（デイケア）

居宅サービスの1つで、病状が安定期にあり、一定のリハビリテーションが必要な要介護者等が、介護老人保健施設、病院、診療所などに通って、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを受けるサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年度から新たに創設された地域密着型サービスで、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、24時間対応で訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

特定健康診査

平成20年4月からスタートした、40歳から74歳までの各医療保険制度の被保険者、被扶養者を対象とした、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。

特定施設入居者生活介護

居宅サービスの1つで、特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）に入居している要介護者に対して、その特定施設内において、介護サービス計画に基づいて行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上又は療養上の世話、機能訓練を行うサービス。

特定福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具を購入する費用を支給し、援助を行うサービス。

■な行

西播磨認知症疾患医療センター

認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、西播磨圏域では「兵庫県立リハビリテーション西播磨病院」に設置。認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付などを行う専門医療機関。

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものの。本市では、中学校区を日常生活圏域としている。

日常生活圏域ニーズ調査

平成24年度の第5期介護保険事業計画策定から、国が示した地域課題を分析するための高齢者の生活課題に関する調査手法で、結果分析等により地域の課題の内容および量的な状況を明らかにする調査。

二次予防事業

地域支援事業の一部として行われる介護予防事業で、要介護状態・要支援状態にはないが、そのおそれがあると考えられる65歳以上のものを対象として実施する事業。

認知症

脳全般に何らかの軽度・広範な障がい（外傷、脳血管障害、脳細胞の萎縮などの様々な要因）が加わり、そのために自覚性、判断力、意欲などが低下し、社会活動や家庭生活に支障がある状態。

認知症ケアネット（認知症ケアパス）

認知症ケアネットとは地域における認知症連携パスのこと。地域行政が中心となり、まずは地域資源のマップを作成し、認知症のステージごとに時間軸にあわせて、連携関係を構築すること。全国的には認知症ケアパスの名称だが、兵庫県では認知症ケアネットの名称で統一している。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受けた人で、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。

認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定状態にある認知症の要介護者等が少人数で共同生活を送る住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事などの介護などの日常生活の世話や機能訓練を行うもの。

認知症対応型通所介護

原則として、施設が所在する市町村に居住する認知症の高齢者を対象とした、デイサービスセンターなどに通い、入浴・排せつ・食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。

認知症地域支援推進員

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う者。

■は行

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリアや、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアを高齢者や障害者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

福祉用具貸与

居宅サービスの1つで、居宅要介護者等に対し特殊寝台等の日常生活の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与するサービス。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

居宅サービスの1つで、ホームヘルパー等が、要介護者等の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談等、必要な日常生活上の世話をを行うサービス。居宅には、軽費老人ホーム、ケアハウス（介護利用型軽費老人ホーム）、有料老人ホームも含まれる。

訪問看護

居宅サービスの1つで、訪問看護ステーションや、病院、診療所の看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等が、病状が安定期にあり、訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者等の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

居宅サービスの1つで、看護職員と介護職員が、要介護者等の居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービス。

訪問リハビリテーション

居宅サービスの1つで、病院、診療所の理学療法士、作業療法士が居宅を訪問して、病状が安定期にあり、一定のリハビリテーションが必要な要介護者等に、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービス。

■ま行

民生委員・児童委員

市町村の区域ごとに設置され、一人暮らしの高齢者や障害者などの訪問、相談などの支援を行う者。児童委員を兼務する。

■や行

夜間対応型訪問介護

地域密着型サービスの種類の1つであり、夜間の定期的巡回と通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ提供するサービス。

ユニバーサル社会

ユニバーサル社会とは、「年齢、性別、障害、文化などの違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会」のこと。

要援護高齢者

寝たきり高齢者、介護を要する認知症高齢者又は疾病等により身体が虚弱な高齢者であって、日常生活を営むのに支障がある者。 要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。

要介護者

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、常時介護を要すると見込まれる状態で、介護給付の対象者。具体的には、①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、特定疾病によって身体上か精神上の障害を持つ人。

要支援・要介護認定

介護保険の被保険者を要支援又は要介護と認定すること。認定申請をした被保険者に対する認定調査及び主治医意見書により、介護保険認定審査会が審査判定し、市町村が認定する。認定区分は「要支援1・2」、「要介護1～5」の7段階に区分される。

要支援者

要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態で、介護保険制度において、予防給付の対象者。

予防給付

介護保険による要支援者（要支援1、要支援2）に対する保険給付をいう。

2 策定委員会設置要綱

たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定を行うため、たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たり、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、委員会の協議に当たり、必要があると認める場合は、有識者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高年福祉担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

3 策定委員会委員名簿

別表（第2条関係）

たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

選出区分		所 属 団 体	備 考
医療関係	井 上 喜 通	たつの市・揖保郡医師会	委員長
	田 淵 慶 彦	たつの市・揖保郡医師会	
	松 本 明 彦	揖龍歯科医師会	
保健・福祉 関係	斧 淵 利 雄	兵庫県龍野健康福祉事務所	
	房 安 勝 利	たつの市民生委員・児童委員連合会	
	山 本 敦 子	たつの市いずみ会	
	岡 本 芳 子	たつの市ボランティア連絡会	
	望 月 裕 美	兵庫県介護支援専門員協会たつの支部	
	井 川 進	たつの市社会福祉協議会	
被保険者 関係	徳 永 耕 造	たつの市連合自治会	副委員長
	山 本 健 美	たつの市連合婦人会	
	松 原 敏 夫	たつの市老人クラブ連合会	
	神 尾 洋 一	公募による被保険者	
	丸 尾 とし子	〃	
	嶋 津 文 枝	〃	
	藤 原 啓 子	〃	
議会関係	内 匠 勇 人	市議会生活福祉常任委員会	
行政関係	石 原 和 良	たつの市健康福祉部長	

第 6 期たつの市
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
(平成 2 7 年度～平成 2 9 年度)

発行年：平成 2 7 年 3 月

発 行：たつの市

〒 6 7 9 - 4 1 9 2

兵庫県たつの市龍野町富永 1 0 0 5 番地 1

TEL 0 7 9 1 - 6 4 - 3 1 5 5

FAX 0 7 9 1 - 6 3 - 0 8 6 3

URL <http://www.city.tatsuno.lg.jp/>
